

平成 21 年度林野庁補助事業

合法性等の証明された木材の普及促進事業のうち
合法性等の証明された木材・木材製品普及拡大事業

ロシア極東および東シベリア地域における 合法木材調達の展望

報告書

平成 22 年 3 月

特定非営利活動法人
国際環境 NGO FoE Japan

目次

ロシア極東および東シベリア地域における合法木材調達の展望調査概要	2
本調査について	5
第1章 林業政策と林産業の近況.....	6
1-1 これまでの流れと展望	6
1-2 極東地域の現状.....	9
1-3 イルクーツク州の現状	19
第2章 森林法改定後の概況	25
2-1 伐採申請書制度について.....	25
2-2 森林法改訂後の法律	28
第3章 合法性証明の可能性と関係機関.....	36
3-1 違法伐採対策および木材の出所の合法性証明	36
3-2 合法性証明の可能性	39
3-3 合法性証明に関係する機関	42
第4章 業者リスト	44
4-1 FSC 森林認証取得企業.....	44
4-2 VLTP 取得企業	47
4-3 DEL 認定企業.....	48
4-4 GFTN:責任ある林産業者協会.....	49
第5章 国内の北洋材利用業者への聞き取り	51
5-1 グリーン購入法への対応状況と木材のトレーサビリティ	51
まとめ	55
参考文献リスト	56

ロシア極東および東シベリア地域における合法木材調達の展望調査概要

(1) 調査内容

平成18～20年度の違法伐採総合対策事業の枠組みにおいて、ロシアを対象に実施された合法性・持続可能性証明木材供給事例調査により蓄積された情報を、同地からの合法性・持続可能性証明木材調達に不可欠である、日本国内の川下業者および木材利用者におけるロシア産合法木材への理解の拡大、購入に際した要求の強化を目的として広く普及する。また、同調査事業のロシア側カウンターパートが参加する情報ネットワークを構築し、法施行の状況、合法木材供給体制の現状を常にアップデートすることで、より实际的に我が国の合法木材の供給体制整備に資する。

(2) 調査結果概要

ア. 「林業政策と林産業」の概要は以下である。

- ① 各地方・州では、これまでの森林管理組織であった営林署が解体され、森林管理・保全を行う機関と森林経営を行う機関に分けられ、地方政府下の森林局下に配属された。また、林政の主体となった地方・州政府下で林産業発展のための優先投資プロジェクトが策定され、その幾つかは連邦産業・商務省により承認されている。
- ② 沿海地方政府下には、沿海地方林業局が設置され、この下に KGU（地方国家機関）沿海地方レスニーチェストボ 12 支部、KPPK（国有企業）「沿海地方林業公社」11 支社が配属された。林業関連の優先投資プロジェクトは 3 件。
- ③ ハバロフスク政府下には、ハバロフスク地方林産業委員会、ハバロフスク地方森林局が編成され、この下に KGU 「レスニーチェストボ」17 支部 40 区、KGUP（地方国家統一企業）「林業」13 本部、24 支社が配属された。林業関連の優先投資プロジェクトは 5 件。
- ④ イルクーツク州政府下には、イルクーツク林業省およびイルクーツク森林局が編成され、レスニーチェストボ毎の下部組織が 37 支部、AU（自立機関）イルクーツク営林署が 58 支社配属された。林業関連の優先投資プロジェクトは 5 件。

イ. 「森林法改定後の概況」の概要は以下である。

- ① 各地方・州は、2008 年中に今後 10 年間の森林経営・管理を想定に入れた、森林計画（lesnoi plan）を策定。これに沿って各々の伐採リース所有者が、森林開発計画を策定。これが地方・州の森林局において承認されることで、伐採申請書を提出する資格を得る。
- ② 伐採申請書システムは、改定森林法典に従い 2008 年 1 月 1 日より発効。伐採リース保有者は、地方・州下の森林局との間で 2008 年中にリース契約を再締結。策定した森林開発計画に基づき伐採申請書を作成、山林区署に提出しなければならない

- ③ 2008～2009年の間、イルクーツク州では、410社（99%）の林産業者が、一方ハバロフスク地方でも139社（95%）が伐採リース契約を更新。森林開発計画を策定、伐採申請書の提出に至っている。
- ④ 2007年1月1日より施行された改定森林法典は、施行後の現在も法自体の完成度は低い状態にあり、2010年3月までに8回の修正が加えられている現時点でも各連邦権力機関により更なる修正案が検討されている。

ウ。「合法性証明の可能性と関係機関」の概要は以下である。

- ① 連法レベルの違法伐採対策としては、連邦森林局による「航空・衛星モニタリング」および、「木材運搬管理システム」が実施。モニタリング対象地域は、24地方1億7540万haに拡大。木材管理システムは、2～3地域で試験的に実施、2012年には15地方・州において実施予定。
- ② 地方・州レベルでは、イルクーツク関税局のコンピューター個別検査システム、ハバロフスクおよびユダヤ自治区における植物検疫証明書申請の強化、イルクーツク州における森林警察による抜き打ち調査（レイド）および内務省経済犯罪対策部による取締りが強化されている。
- ③ 我が国の合法性証明木材調達を考えた場合、ロシアにおかる違法伐採対策という視点と合法性証明木材調達の視点を明確に区別した上で、ボランティア森林認証¹をも考慮にいれた現実的な合法性証明木材調達方法を検討する必要がある。

エ。「業者リスト」の概要は以下である。

- ① 極東およびイルクーツク州におけるFSC認証林は、現時点で約540万ha、認証取得のプロセスにある森林も約120万ha。現在認証更新プロセス中の認証林が加わると、総計で1000万ha近いFSC認証林が我が国への供給可能な地域に確保されることになる。
- ② 2009年1月以降の調査によると、CoC認証取得業者が新たに2社ほど追加されている。両者は我が国への木材製品供給においても重要なアクターである。これらの業者のCoC認証取得は、同地からの合法性・持続可能性証明にとって重要である。

オ。「国内の北洋材利用業者への聞き取り」の概要は以下である。

- ① 聞き取りの対象は、日本国内において木材を取り扱う、あるいは利用する大手業者約50社、および日本国内において商品を取り扱う家具関連業者約50社である。
- ② G法への対応という点では、上記前者と後者の対応方法には大きな隔たりがみられる。前者は、産地および市場の状況に対応して既に取得していた森林認証、あるいは団体認定にて対応。後者の多くは、自社努力により証明書管理を実施するも既に取組みを停止。

¹ 第4章を参照のこと。

③ ロシアからの合法木材調達に関しては、前者では現地団体認定を利用する業者が一部みられたが、全般的には積極的には利用していない。後者ではロシアの認証材、団体認定に関する認知度は極めて低く、国外製造ではロシアまで遡及している例は極めて少ない。

カ. 「まとめ」の概要は以下である。

- ① ロシア連邦森林局に対し、航空・衛星モニタリングおよび木材運搬管理システムの実施状況を照会、我が国が木材を調達する地方・州における実施可能性と合法性証明方法としての展望に関する協議の実施が必要（証明書類の相互連関を含む）。
- ② 地方・州政府の林産業担当省あるいは局へ、管轄内の優先投資プロジェクトにおいて生産される木材および加工木材製品の搬出への合法性担保に関する協議を打診。
- ③ ボランタリー森林認証が十分に発展しているイルクーツク州においては、イルクーツク州林産業者・輸出者連合を窓口とした団体認定開始の可能性の協議を打診。
- ④ 国内のロシア材取扱い業者および利用業者のグリーン購入法への対応に関しては、業種および会社規模により取組みへ関与する負担において格差が生じている現状を解消する施策を講じる必要がある。

本調査について

本調査は、平成 21 年度合法性等の証明された木材・木材製品供給体制整備事業の枠組みにおいて計画され、平成 18 年から 20 年の三カ年に渡り、違法伐採総合対策事業としてロシアを対象に行われた合法性・持続可能性証明木材供給事例調査により蓄積された情報を、同地からの合法性・持続可能性証明木材調達に不可欠である、日本国内の川下業者および木材利用者におけるロシア産合法木材への理解の拡大、購入に際した要求の強化を目的として広く普及すること、および、同調査事業のロシア側カウンターパートが参加する情報ネットワークを構築し、法施行の状況、合法木材供給体制の現状を常にアップデートすることで、より实际的に我が国の合法木材の供給体制整備に資することを目的に実施された。

実施に先立ち、調査の課題としては以下が設定された；

- ア ロシア材の合法性・持続可能性木材調達に際し利用可能なガイド資料を、日本国内の木材利用者、主に川下業者へ広く普及させる。
- イ ロシア側が参加する情報ネットワークを構築、合法性証明木材供給に資する実際的な情報のアップデートを継続する。
- ウ 上記ネットワークを通じ、我が国が求める木材の合法性基準と、ロシア側が現状で供給可能な合法性証明木材の実態を照合し、ロシア側からの証明書発行をも考慮に入れた対策案を提言する。

調査方法としては、国際環境 NGO FoE Japan（所在地：東京都豊島区池袋）が主体となり、上記三カ年のロシア現地調査を共同で行った、あるいは合法性・持続可能性証明木材に関する重要な情報の提供があった現地カウンターパート（極東地域：WWF ロシア・アムール支部デニス・スミルノフ。イルクーツク州：「森林認証」社パヴェル・トゥルシェフスキー）と連携、業務委託を通じ、地域別の林政実態の調査、関係機関、現地企業からの情報収集、および現地業界団体、NGO との協働の可能性を探り、これらの情報を FoE Japan が国内で実施した文献調査、聞き取り調査と統合、比較分析することで我が国のガイドラインに適合する合法性・持続可能性証明木材のために实际的であると考えられる方策の提言を作成するというプロセスをとった。

また、本調査の極東地域ハバロフスク地方の情報、およびイルクーツク州の情報の一部に関しては、平成 21 年度総合地球環境学研究所アムール・オホーツクプロジェクトの枠組みにおいて、北海道大学大学院農学研究科の柿澤宏昭氏、および神奈川県自然環境保全センター研究部の山根正伸氏が中心となって実施された、ハバロフスク地方およびイルクーツク州調査の成果を部分的にご提供いただいたと同時に、両氏からはロシアの林政および貿易の現状を把握するための貴重なご助言をいただいた。ここに感謝の意を表したい。

国際環境 NGO FoE Japan
森林生態系チーム 佐々木勝教

第1章 林業政策と林産業の近況

1-1 これまでの流れと展望

・ 森林法改訂と森林管理体制の改編

近年、ロシアにおける森林管理の状況は、連邦レベルでの基本法である森林法典の改定とこれに伴う森林管理機関の改編を軸に大きく変化してきた。改定森林法典は、2007年1月1日付けで発効し、これに伴いそれまでの森林管理の主体であった連邦森林局（Rosleskhoz）の出先機関および連邦国家機関である航空森林保全機関（Avialesookhrana）が地方・州政府下に置かれることになった。また、この地方・州レベルの森林局の下部組織である営林署（leskhoz）は解体され、森林経営と管理を分離するという目的の下、山林区（lesnichestvo）という森林管理区分毎に森林管理・監督のみを行う機関として再編、縮小された。同時に、このときに解体されたその他の営林署は、地方レベルの伐採公社として森林経営を行う会社法人として再編されている。これらの解体および再編は、2008年1月1日までの期限付きで行われた。

このような地方・州政府が中心となった林政が始まるなか、最も重要な制度上の変化と言えるのが、伐採申請書システムへの移行である。伐採申請書（lesnaya declaratsiya）とは、森林法第26条に定められているように、森林開発計画に従った森林利用を申告するものであり、2007年4月2日付ロシア連邦天然資源省令第74号により承認された申請書様式と記入・提出規則に従い提出されることが定められている。この伐採申請書への移行のためには、伐採リースを有する伐採業者のすべてが、新たな森林管理体制の下、2008年12月31日までに伐採リースの再契約をしなければならない。すなわち、2009年1月1日以降は、伐採証明書は発行されない。ただし2008年中に発効された伐採証明書は、最大1年間の期限で効力を保つ。すなわち、2009年12月31日までは伐採証明書に根拠を置く伐採施業が行われ、その木材が流通するが、2010年1月1日以降は、伐採証明書が林区からも流通過程からも完全に消滅することを意味している。

新たな体制の下、それぞれの地方・州は、2008年中に、今後10年間の森林経営・管理を想定に入れた、森林計画（lesnoi plan）を策定した。この森林計画に沿ったかたちで各々の伐採リース所有者は、森林開発計画を策定しなければならず、これが地方・州の森林局出先機関において合意、承認されることで、伐採申請書を提出する資格を得る。この森林開発計画には、伐採施業の計画のみならず、リース地における森林保全・保護・再生および火災対策も盛り込まれなければならないことから、これまで森林経営・管理・監督を行ってきた森林局および営林署の再編により、伐採リース所有者の義務が飛躍的に拡大していることが分かる。

・ 丸太輸出関税の引き上げと国内加工業の振興

ロシア連邦政府は、2006年3月23日付けの政府令において丸太輸出関税の段階的引き上げを発表した。当初は、2009年1月1日より針葉樹、広葉樹丸太双方への関税率は、1

m³あたり 80%まで引き上げられるという実質的な輸出禁止政策が取られていたが、その後、2008年11月に行われたプーチン首相とフィンランド首相の会談を機に、12ヶ月の関税引き上げ延期が決定され、2009年10月末には更なる延期が公表、結果として当初の予定より2年の引き上げ延期が行われているのが現状であり、ロシア国内では、2008年の全世界的な経済危機後の影響から更なる延期も予想されている。2010年2月現在、ロシアから輸出される未加工木材に対する1m³あたりの関税率は、針葉樹丸太に対しては25%、また、広葉樹丸太に対する関税額は2009年2月1日以降、1m³あたり100ユーロとなっている。

この丸太関税の引き上げの背景には、ソビエト連邦崩壊後に低迷した林産・加工業を振興しようとするロシア連邦政府の狙いと同時に、隣国であるという地勢的な好条件を活かし、2002年頃から丸太輸入を加速度的に増加させ、木材加工業を発展させることで急激な経済成長を遂げた中国へのロシア材丸太流出に歯止めをかけようという意図が読み取れる。このような連邦レベルでの政策を受け、十分な木材資源を有し、旧ソ連時代には、林産・加工業が栄えたイルクーツク州などの地方・州では、自州の林産業を復興させるための5ヵ年計画を策定し²、これまでの丸太生産や一次加工からより高度な加工へと移行しようとした。特にイルクーツク州では、中国からの木材需要の急増と共に頻出するようになった違法伐採および木材取引により、自州の木材取引価格の不安定化と、加工業のための木材供給が重なったため、過剰かつ違法に州外に流出する木材を抑え、州内の木材加工業振興を目的とした木材発送ターミナルを2006年11月1日より稼働させた。このような流通規制を伴う林産・加工業の発展計画は、その後、新森林法および新森林管理体制の下でより具体的にプロジェクト化され、継続されることになる。

・ 違法伐採と違法伐採対策

ロシアにおける違法伐採は、旧ソ連邦の崩壊後の経済的混乱および国家による森林管理機能の低下により誘発された。職を失った元国営伐採公団の職員、森林地帯に住み生活保障のない住民などが、現金収入を求めて行う「盗伐」が増加し、偽造書類を用いてその木材を「違法流通」させる仲介業が発達した。この盗伐と違法流通のプロセスは、森林施業や流通を監督する政府機関との汚職関係を基盤として成立しており、林産業におけるアンフォーマルな経済行為が助長されることになる。

上記の違法性を帯びた木材取引は、近年になり隣国である中国における木材需要の拡大と結びつき、現金でロシア丸太を買付けに来る中国人による仲介業として、中国に近いロシア連邦の東部、主にイルクーツク州以東、極東の各地において広く一般化した。

これらの違法伐採・木材流通のタイプに加え、主に極東の沿海地方において顕著であったのが、森林管理機関である営林署が関与した保育伐（衛生伐）という方法を使った広葉樹、高級樹種（ナラ、ヤチダモ、チョウセンゴヨウマツ）を対象とした違法伐採、不適切な森林利用権の譲渡である。このような体制側の森林管理機能の低さや汚職構造を下地として、大規模な伐採リースをもつ業者による過剰な伐採や森林施業上の規則違反が摘発さ

² 「イルクーツク州の社会・経済的発展プログラム2006～2010」イルクーツク州、(2005)を参照されたい。

れぬまま、旧ソ連邦崩壊後の産業復興に急ぐロシアにおいて一般化してきたのが現状であった。

このような、貧困や汚職、法施行の不十分さを要因とした違法伐採問題は、1996年以降になり、国外の組織との情報交換や協働を開始していた環境NGOによって問題提起され、その見解として、ロシア全体の実質伐採量の20%が違法伐採であるという指摘を行っている。これに対しロシア連邦政府は、長い間自国内における違法伐採の存在を認めず、総量としては全体の5%未満であるという公式見解を示していたが、ENA FLEG (Europe & North Asia Forest Law Enforcement and Governance)のプロセスにおいて2005年11月に開催された閣僚会合を契機とし、ロシア連邦政府は公式に自国における違法伐採の存在を認め、これを解決するための幾つかの取組みを開始する。この一環として、ロシア連邦森林局により現在に至るまで実施されているのが、航空・衛星モニタリングの強化である。この航空・衛星モニタリングは、2005年から2009年の間に、対象地域としては7地方5230万haから、24地方1億7540万haへと拡張され、これによって摘発された違法伐採木材量も、70万3800m³から98万2300m³へと微増傾向にある³。

しかしながらロシア連邦全域での違法伐採量が、1900～2400万m³と公表されるなか⁴、違法伐採・流通のうち、特定の違法伐採の形態のみを取り締まるこの航空・衛星モニタリングだけですべてを取り締まることは当然のことながら不可能である。こうした遠隔的な違法伐採対策を、現場レベルでより効果的に活かすためのひとつの方法として、ロシア天然資源省⁵は、2007年11月の時点でロシア連邦内務省との間で、違法伐採取り締まりを目的とした間省庁的な委員会を設置する勅令を出した⁶。この勅令を受け、現場レベルではロシア連邦内務省の地方出先機関により、航空・衛星モニタリングと一部連動した盗伐摘発対策としてレイド（抜き打ち調査）の強化などが行われてきた。イルクーツク州を例にとると、内務省経済犯罪対策部による2009年度1月～10月までの取締り結果は、800件の違法伐採検挙、1200件行政法違反にて調書が取られている。

上述したように、森林法典の改定、森林管理機構の改編を経て、これまで連邦森林局が担っていた林業上の機能は限定された状態で地方主体の林政が開始し、今後は新たな伐採申請書システムに則り伐採リース保有者自体の森林経営の義務が拡大する。このような流れを受け、これからの違法伐採対策は、地方・州別の現状に合わせた間省庁的な取組みが期待されるだろう。また、違法・合法の判別のつき難いグレーな木材に対し、我が国の合法性・持続可能性証明木材調達に適合する木材を確保するためには、このような生産国ロシアにおける違法伐採対策の流れのうちに合法木材という視点からのアプローチが重要になるだろう。

以下、極東およびイルクーツク州に関し、地方・州におけるこの先10年間の森林開発計画を方向づける「森林計画」からの情報および現地カウンターパートからの情報に基づき、各地域別の概況を記述する。

³ ロシア連邦森林局

⁴ ロシア連邦森林局、ミハイル・ギリャエフ、(2008)

⁵ 2007年時点で、ロシア連邦森林局は、ロシア天然資源省下の局であった。

⁶ 2007年9月12日付け勅令 No.238/802 「木材の違法伐採および流通対策に関する間省庁的委員会の組織について」

1-2 極東地域の現状

沿海地方

沿海地方はロシア連邦にある7つの管区の最も東にある極東管区に属し、日本海を挟んで北海道の対岸に位置する地方である。総面積は165,900k m²、森林ファンド面積は132,485k m²、このうち森林被覆率は80%に達し、森林蓄積は、17億5676万m³（2007年）に及ぶ⁷。この地域の気候は、極東ロシアの他地域と比較すると温暖湿潤であり、これにより高級樹種と呼ばれる広葉樹資源が広く分布している。樹種としては、モンゴリナラ（*Quercus mongolica* Fisch.）、ヤチダモ（*Fraxinus mandshurica* Rupr.）、ハルニレ（*Ulmus* L.）、アムールシナノキ（*Tilia amurensis* Rupr.）などの硬質広葉樹およびチョウセンゴヨウマツ（*Pinus koraiensis*）の他、カンバ類（*Betula* L.）、ヨーロッパヤマナラシ（*Populus tremula* L.）などの軟質広葉樹。山間部では、北洋エゾマツ（*Picea jezoensis*）北洋トドマツ（*Abies sanchalinensis*, *Abies sibirica*）、北洋カラマツ（*Larix dahurica*）、が優占種となっており、針葉樹と広葉樹が混交する豊かな森林が特徴的である。

表. 沿海地方の森林ファンドにおける樹種グループ毎の面積分類、千ha（1965～2007）⁸

指標	調査年				
	1965	1977	1987	1997	2007
森林ファンド面積	12079	11934.8	11930.9	11862.4	11913.4
森林被覆面積	10778	11206.7	11159.6	11335.3	11441.6
上記内訳:					
針葉樹	6328.1	6196.6	6497.5	6328.1	6452.6
硬質広葉樹	2301.4	3112.7	2932.8	3125.5	3124.3
軟質広葉樹	1538.8	1858.7	1682	1829.3	1813.7
灌木	609.7	38.7	47.3	52.4	51

上記の表からも明らかなように、沿海地方では森林ファンドに占める森林被覆率が、96%にも達しており、これに占める硬質広葉樹の割合も、27%と高い。森林被覆面積の経年推移では、40年以上にも渡り森林面積の減少は見られないことは、同地域の開発性の低さを示している。しかしながら、林道などのインフラ整備の不十分さが、少ない開発可能林での集中的な伐採をもたらし、局所的な森林劣化も報告していることは注記しておく。

⁷ 出所：沿海地方「森林計画2009～2018」、沿海地方政府（2008）

⁸ 出所：沿海地方「森林計画2009～2018」、沿海地方政府（2008）

表. 沿海地方の林産業主要製品の動向⁹

製品	年			
	1990	1995	2000	2007
木材搬出量、千m ³	4789.1	1830.3	2218.3	4738.9
この内、用材	3716.1	1231.9	1872.8	3957.9
製材、千m ³	1044	133.7	150.7	341.9
ボール紙、千トン	0	0	18.5	19.8
単板、千m ³	17.2	1	0	0

旧ソ連邦崩壊後に壊滅的な打撃を受けた製材業は、未だ復興されてはおらず、イルクーツク州など林産業の発展している地域と比較すると、木材加工業の未熟さが目立つ。

表. 木材および木材製品搬出動向（千m³）¹⁰

指標	2000	2003	2004	2005	2006	2007
木材搬出量、全体	2268.6	2856.8	3807.5	4041.3	4481.2	4738.9
前年比、%	114.9	114.9	133.3	106.1	110.9	105.8
この内、丸太	1670.9	2217.2	2881.6	3040.2	3610.8	3891.1
前年比、%	111.9	117.3	130	105.5	118.8	107.8
この内、針葉樹	1407.2	1704.3	1993.5	2115.3	2288	2435.5
前年比、%	108.3	110.9	117	106.1	108.2	106.4
全体量比、%	84.2	76.9	69.2	69.6	63.4	62.6
用材生産量	1925.3	2418.9	3183	3446.3	3712.6	3957.9
前年比、%	116.1	116.5	131.6	108.3	107.7	106.6
この内、針葉樹	1582.6	1811.4	2176.9	2266	2315.5	2378.5
前年比、%	107.1	107.7	120.1	104.1	102.2	102.7
全体量比、%	82.2	74.9	68.4	65.8	62.4	60.1

⁹ 出所：沿海地方「森林計画 2009～2018」、沿海地方政府（2008）

¹⁰ 出所：沿海地方「森林計画 2009～2018」、沿海地方政府（2008）

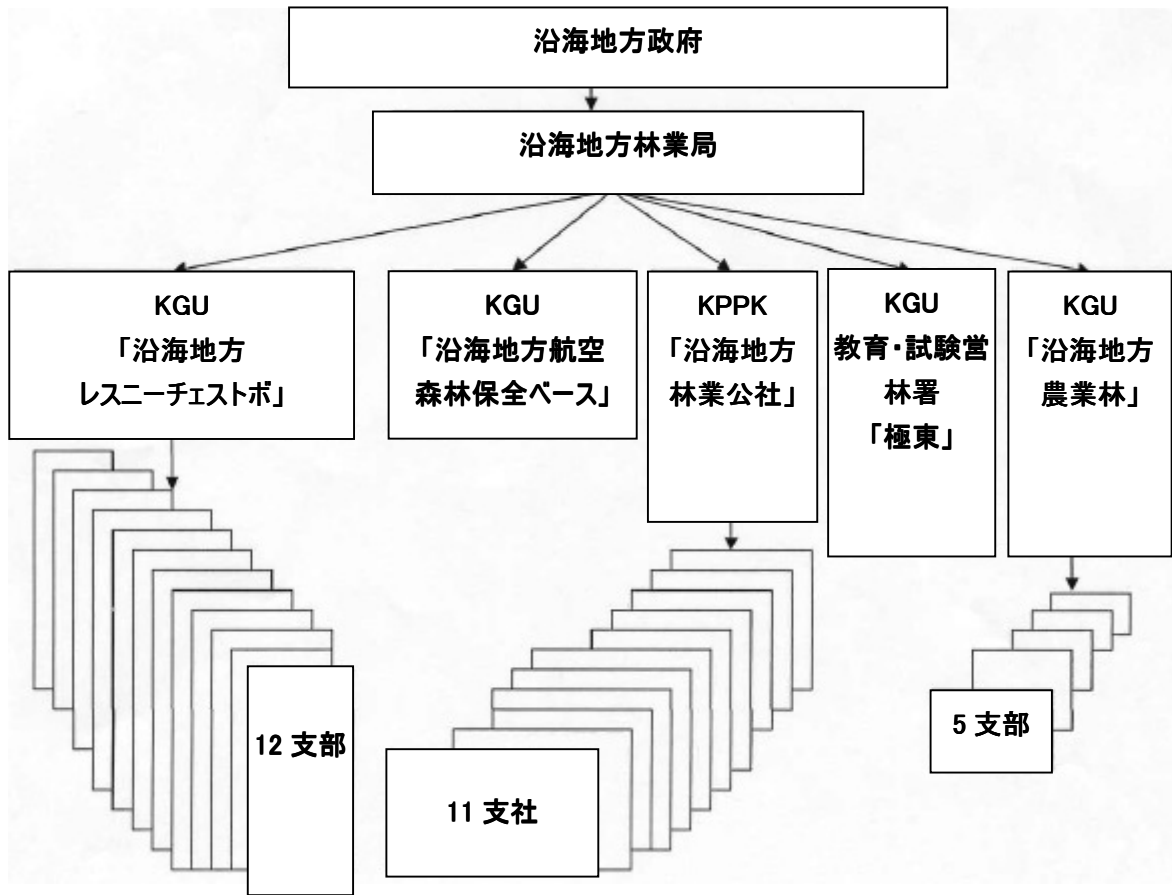


図. 沿海地方の森林管理機構¹¹

沿海地方では、元々地方政府下の自然利用局の内部に林業局が設置されていたが、改編後はこの林業局が独立し、これに連邦森林局の出先機関であった沿海地方森林局が吸収か合併されるかたちで沿海地方林業局として、地方政府下へ再編されている。この下に、森林保全・監督を行う KGU（地方国家機関）の「沿海地方レスニーチェストボ」と 12 の支部、森林火災対策・消火にあたる KGU「沿海地方航空森林保全ベース」、森林経営を行う KPPK（沿海地方国有公社）「沿海地方林業公社」 11 支社などの機関が置かれている。

¹¹ 出所：沿海地方「森林計画 2009～2018」、沿海地方政府（2008）

レスニーチェストボの名称

- 1.アルセニエフスコイエ
- 2.アルチョモフスコイエ
- 3.ヴェルフネ・ペレヴァリスコイエ
- 4.ウラジオストクスコイエ
- 5.ダリネレチェンスコイエ
- 6.カヴァレロフスコイエ
- 7.ロシンスコイエ
- 8.セルゲエフスコイエ
- 9.スバスコイエ
- 10.テルネイスコイエ
- 11.ウスリースコイエ
- 12.チュグエフスコイエ

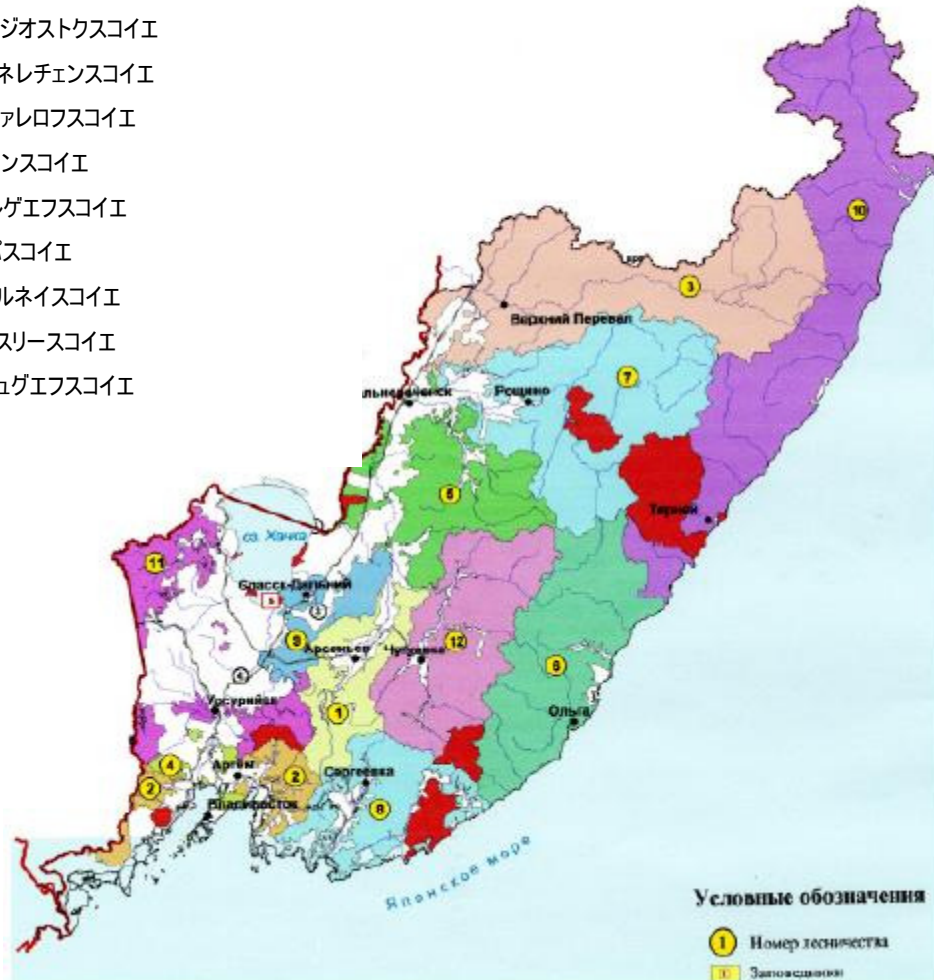


図. 沿海地方の山林区（レスニーチェストボ）の管理区分¹²

森林管理機構の改編の際に実施された営林署解体に伴い、それまでは行政区分の地区 (raion) と管轄区がほぼ重なっていた 22 ヶ所の営林署 (leskhoz) は、12 のレスニーチェストボ (山林区) として再編された。現在は、上記の図において色分けされ、番号で記されているように 12 ヶ所の KGU 「沿海地方レスニーチェストボ」が森林管理の単位となっており、総面積は、11,968,698 ha である。

隣の地方であるハバロフスク地方あるいはイルクーツク州と比較しても、沿海地方は大規模に管轄区を統合しており、海外沿いは、林産加工業の中心があるプラストゥンから、その資源ベースのひとつであるサマルガ林区までがひとつの管轄区になっており、隣接する南部のカヴァレロフスコイエ山林区も管轄区が拡張されている。また、広葉樹を利用した木材加工業が盛んである内陸部のロシンスコイエ山林区も 167 万 ha へと拡大しているなどある意味、林産加工業をよりスムーズに発展させられるような森林管理区分になっていると言える。

¹² 出所：沿海地方「森林計画 2009～2018」、沿海地方政府（2008）



図. 沿海地方の林産業コンプレクス発展の展望¹³

(* 林産業に関連したインフラのみ翻訳)

上の図は、森林計画が策定された 2008 年時点での沿海地方の林産業コンプレクス発展の展望である。このうち、図中右の中ほどのプラストゥンにおける単板生産工場および製材工場の建設は、2009 年の初めに既に完了しており、我が国への製品の輸出も既に始まっている。また、図中の斜線部分が、これらの林産・加工施設への資材を供給すると想定されている伐採区である。道路インフラの未発達である特性上、工場の建設地は、ほぼ輸出港近郊、鉄道沿いに集中している。

¹³ 出所：沿海地方における 2025 年までの社会・経済的発展戦略、沿海地方政府、(2007)

我が国への合法性証明木材供給を考えた場合、中心となるのはやはり、上記図の単板工場、製材工場の建設を完了し、現在同地方内で260万haの伐採リースを保有し、2004年の時点で既に自社保有林139万haでFSC森林認証を取得したテルネイレ社であろう。2009年2月の時点では、同社の有する認証は更新手続き中であり、一時的にFSC材の供給体制はない状態であるが、同社は2009年10月末に現地ステークホルダーを集め、リース内における保護価値の高い森林（HCVF）の保全方法に関する円卓会議を開くなど、持続可能性への考慮した森林経営を続けている。我が国の市場とも密接に関係することから、今一度合法性証明木材調達の観点から注目すべきであると思われる。

・ハバロフスク地方

ハバロフスク地方は、ロシアにおいても森林の豊かな地方として数えられ、総面積788,600k㎡のうち、森林フォンドの面積は737,080k㎡にも及び、森林被覆は511,721k㎡と森林フォンドの69%にも達する。南北縦に長く伸びているため、北部の地域はツンドラ気候である。同地方の南部に位置し、広葉樹資源が豊かである沿海地方と比較すると、植生は針葉樹（73%）、硬質広葉樹（2.9%）軟質広葉樹（11%）となっており、樹種としてはカラマツ、エゾマツなどの針葉樹が中心となっている。

表. ハバロフスク地方の森林フォンドにおける樹種グループ毎の面積分類、

千 ha（1965～2007）¹⁴

指標	調査年				
	1965	1977	1987	1997	2007
森林フォンド面積	75727.7	75313.6	74816.7	73689	73708.6
森林被覆面積	41354.5	40733.7	47284	52503.5	51172.1
上記内訳:					
針葉樹	33950.4	32766.4	35927.7	39256.9	37546.4
硬質広葉樹	853.4	1136.2	1177.6	1321.5	1508.4
軟質広葉樹	2688.1	3109.1	4309.8	5601.2	5670.9
灌木	3862.6	3722	5868.9	6323.9	6446.4

表. ハバロフスク地方の林産業主要製品の動向¹⁵

製品	年		
	1990	1995	2007
木材搬出量、千m ³	11593.2	4560.1	8401.8
この内、用材	9507	4776	7618.4

¹⁴ 出所：ハバロフスク地方「森林計画2008～2018」、ハバロフスク地方政府（2008）

¹⁵ 出所：ハバロフスク地方「森林計画2008～2018」、ハバロフスク地方政府（2008）

製材、千m ³	1541	312	676.6
化学パルプ、千トン	264	27	0
単板、千m ³	6.9	0	0
パーティクルボード、千m ³	52.2	15	33.8
木質繊維板、千m ³	22188	4919	0
集成材、千m ³	25.1	68	8.3
チップ、千m ³	506	56.8	13.5
用材における加工率、%	53	22.6	17.6

ハバロフスク地方の主要な製品は未加工木材（丸太）であるが、近年になり旧ソ連邦崩壊前の7割程度にまで生産量は戻ってきている。しかしながら、化学パルプ、木質繊維板など高度な木材加工製品は工場・機材へのインフラ投資不足から未だ復興されてはおらず、製材にしても以前の半分にも及んでいないのが現状である。近隣の中国における丸太需要の拡大に合わせた、同地方における丸太輸出業者の増加は、地方内における林産加工業の発展を抑制してきたと言えるだろう。近年のロシアからの丸太輸出関税引き上げ政策の影響を受け、中国への丸太輸出も減少傾向にあるが、中国企業による同地方内における加工施設への投資は、09年8月時点で15社76万m³の生産能力¹⁶、と推定され、中小規模への業者への投資に留まっており、現時点ではそれほど進んではない。

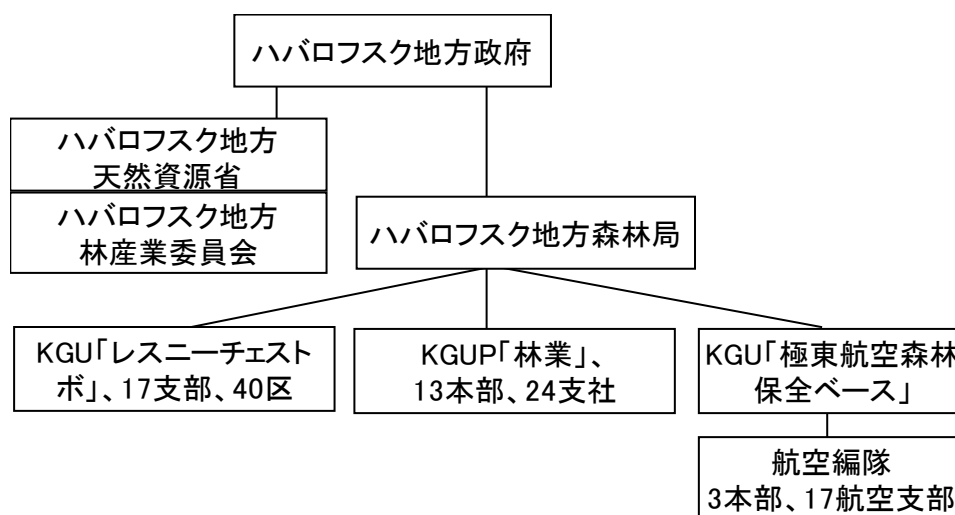


図. ハバロフスク地方の森林管理機構¹⁷

同地方では、以前のハバロフスク地方林業省が、ハバロフスク天然資源省下の委員会として再編された。新たに地方政府下へ配置されたハバロフスク地方森林局下には、以下の期間が置かれている。まずは、元々45箇所あった営林署および営林署管轄区が、40の山

¹⁶ 柿澤、山根（2009）

¹⁷ 柿澤、山根（2009）、およびハバロフスク地方「森林計画2008～2018」を基に作成

林区に再編された。その後 17 の KGU（地方国家機関）レスニーチェストボ（山林区署）が設置された。また、KGUP（地方国家統一企業）「林業」が 13 本部、24 支社配置され、森林伐採のみならず、国家契約を通じて森林火災消火、や森林再生へも従事し得る企業として位置づけられている。加えて、KGU「極東航空森林保全ベース」の下、17 の消火区＝航空支部が設置されている。

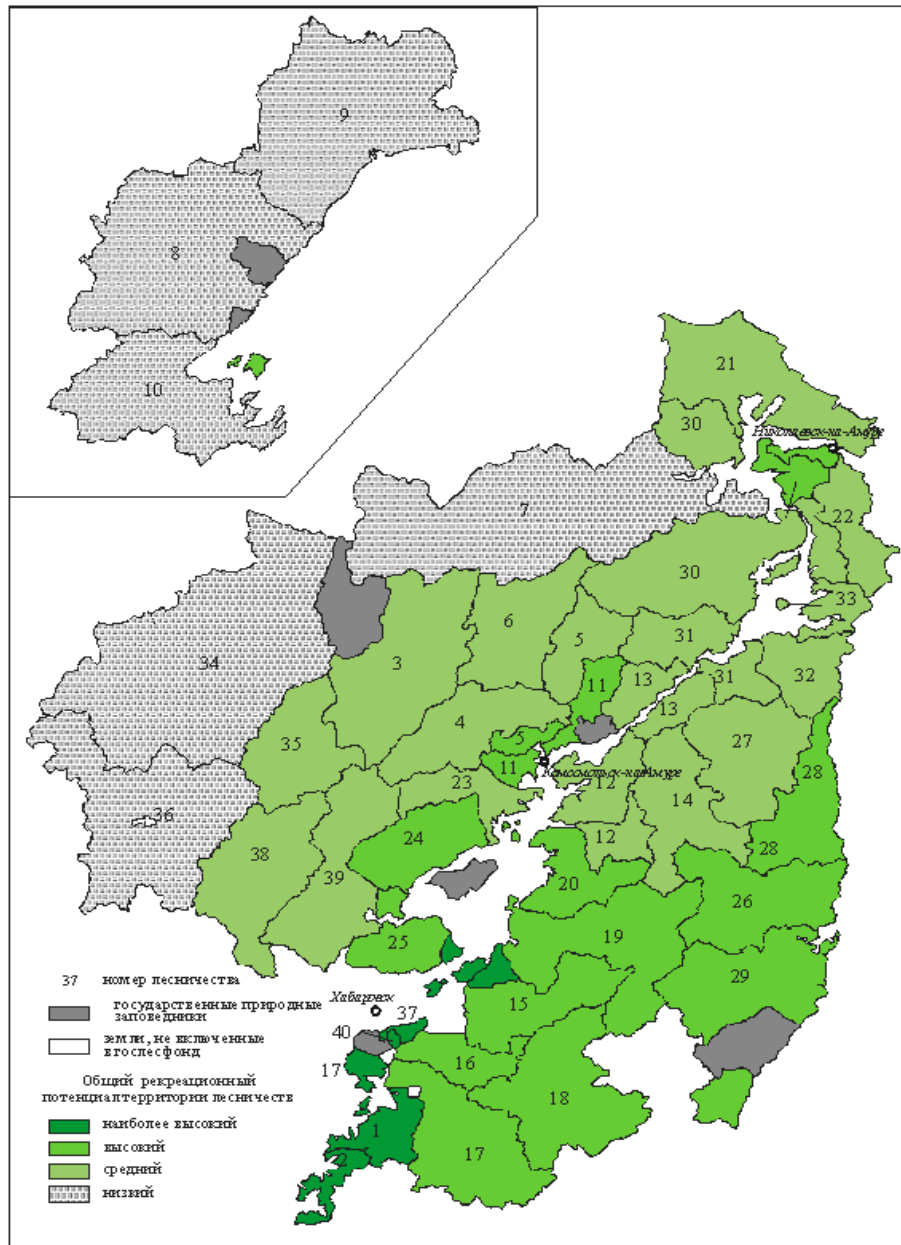


図. ハバロフスク地方の山林区（レスニーチェストボ）の管理区分¹⁸

¹⁸ 出所：ハバロフスク地方「森林計画 2008～2018」、ハバロフスク地方政府（2008）

1	アヴァンスコイエ	11	デ・カストリンスコイエ	21	ニジュネタンボフスコイエ	31	トゥイルミンスコイエ
2	アムゲンスコイエ	12	インノケンチエフスコイエ	22	ニコラエフスコイエ	32	ウクトゥルスコイエ
3	アヤンスコイエ	13	ケルピンスコイエ	23	オボルスコイエ	33	ウリカンスコイエ
4	バジュダリスコイエ	14	キジンスコイエ	24	オホツコイエ	34	ウリチスコイエ
5	ピキンスコイエ	15	コムソモリスコイエ	25	パダリンスコイエ	35	ウルガリスコイエ
6	ボロニスコイエ	16	クル・ウルミスコイエ	26	セヴェルノイエ	36	ハバロフスコイエ
7	ブイストリンスコイエ	17	ラザレフスコイエ	27	ソヴェイトスコイエ	37	ヘフツェルスコイエ
8	ヴィソコゴルノイエ	18	リトフスコイエ	28	ソンネチノイエ	38	ホルスコイエ
9	ゴリンスコイエ	19	ムヘンスコイエ	29	スクパイスコイエ	39	チュミカンスコイエ
10	グルスコイエ	20	ナナイスコイエ	30	トゥムニンスコイエ	40	エヴォロンスコイエ

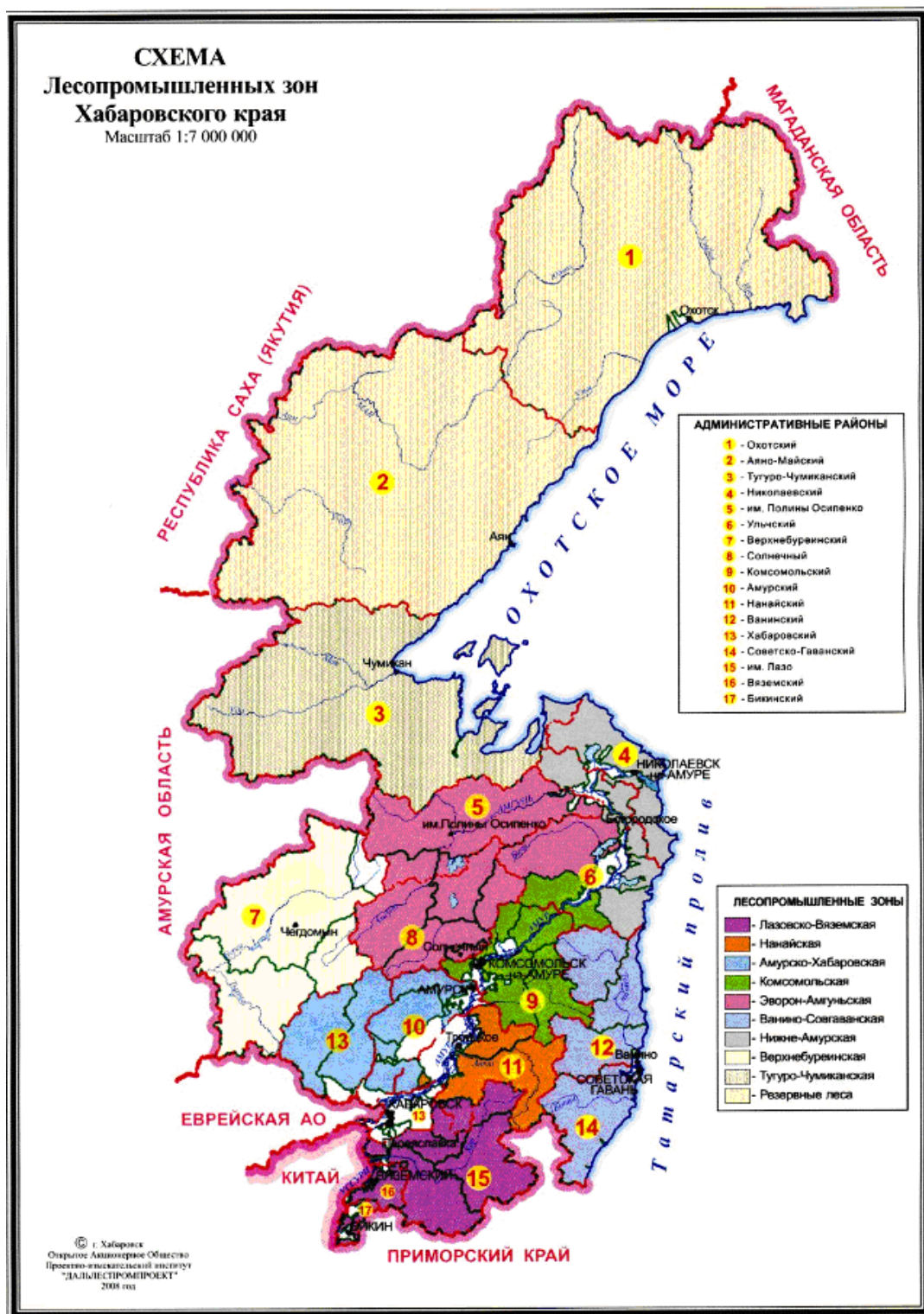


図. ハバロフスク地方の林産業地域区分 (17 地域)¹⁹

2010年3月現在、ハバロフスク地方の林産業分野における主要な投資プロジェクトは5つあり、それらはすべてロシア連邦産業商務省による承認を受けている。連邦レベルでの

¹⁹ 出所：ハバロフスク地方「森林計画 2008～2018」、ハバロフスク地方政府（2008）

優先投資プロジェクトとして承認されたものは、その資源ベースとなる伐採区を入札なしで獲得することができる。以下がそのプロジェクトである；

- ① ダリレスプロム社による高度な木材加工センター建設（立地：アムールスク地区。図中の⑩に相当）
年間 30 万 m³の単板、乾燥製材 23 万 m³、MDF ボード 30 万 m³を予定。ダリレスプロム社はこの他に、ワニノにおいてチップ工場の建設も予定しており、年間生産量は 75 万 m³を見込んでいる。
- ② 化学パルプコンビナート（立地：アムールスク。図中の⑩に相当）
年間 30 万 m³の生産を見込んでいる。ハバロフスク地方天然資源省林産業委員会が主導となり進めているプロジェクト。
- ③ アルカйм社による木材加工施設（立地：ワニノ地区。図中の⑫に相当）
第一段階として、パーティクルボード年間 14 万 m³の生産が予定された。現在は第二段階にあり、乾燥製材および合板製品の生産にも着手する。
- ④ アムールフォレスト社による製材工場（立地：ソネチヌイ地区。図中の⑧に相当）
乾燥度と加工度において市場競争力のある製材商品の生産、年間 15 万 m³を予定。現在は第二段階にあり、年間 40 万 m³の生産を見込む。
- ⑤ リンブナンヒジャウ者による MDF 工場（立地：ラゾ地区。図中の⑮に相当）
現在は、MDF を、年間 15 万 m³生産している。2012 年には新たな工場の建設が予定されており、同等の年間生産が見込まれている。

このように地方内の優先投資プロジェクトは、ハバロフスク市を中心とした地方南部に集中している。この他にも地方レベルでの投資プロジェクトが幾つかあるが、資源ベースの地勢的条件上、上記のプロジェクトサイトとほぼ同じ地域に限定して計画されており、一部 OSB があるものの基本的には乾燥製材施設が殆どである。

我が国の合法性証明木材調達を考えた場合、上記②アルカйм社が既に FSC 森林認証の FM/CoC 認証を取得していることから現時点で、同社生産の原板、ラミナに関しては合法性・持続可能性が担保されていると言える。しかしながら同社の市場が欧州中心であることは、我が国への現実的な供給可能性については別途考慮する必要があるだろう。

また、同地方における主要な企業であるダリレスプロム社は、グループ全体として年間 160 万 m³の許容伐採量を持っており、単板から製材までの製品を取り扱うことから、同グループの木材製品のグリーン化が、同地方からの木材グリーン化のカギとなると想定される。

1-3 イルクーツク州の現状

イルクーツク州は、東シベリア管区の南東部に位置する州であり、横に長いロシア連邦のほぼ中央に位置する。州の総面積は、774,800k m²、森林フォンド面積は、713,000 k m²であり、森林被覆面積は、629,000 k m²と、森林フォンドの 88%に上る。同州の主な木材樹種

は、アカマツ、カラマツ、シベリアマツなどの針葉樹が中心であり、軟質広葉樹もカンバ類、ヨーロッパヤマナラシが多く、沿海地方と比較しても樹種としての多様性は低い。

表. 樹種構成ごとの木材資源特性²⁰

樹種構成	森林蓄積				平均蓄積量、m ³ /ha	
	全体		過熟・老齢林		全樹齢	過熟・老齢林
	百万m ³	%	百万m ³	%		
アカマツ	2712.91	29.7	1582.57	30.2	170	241
カラマツ	2618.13	28.5	1938.5	36.9	141	180
シベリアマツ	1696.02	18.5	407.4	7.8	238	298
エゾマツ	493.21	5.4	349.28	6.7	147	180
トドマツ	322.35	3.5	222.62	4.2	195	231
針葉樹計	7851.62	85.6	4500.37	85.8	168	208
カンバ類	806.66	8.8	436.48	8.3	87	157
ヨーロッパヤマナラシ	374.10	4.1	281.43	5.4	130	243
ポプラ	0.49	0	0.46	0	183	197
ヤナギ類	0.84	0	0.23	0	45	137
広葉樹計	1182.09	12.9	718.6	13.7	97	182
その他の樹種	0.13	0	0.12	0	131	168
灌木	137.82	1.5	26.02	0.5	26	25
総計	9171.66	100	5245.11	100	143	197

同州の樹種別森林蓄積は、全体で 91 億m³を上回り、ロシア国内でも最大である。主要な樹種であるアカマツ、カラマツ、シベリアマツなどの針葉樹が、全体の蓄積量の 86%とその大部分を占めており、これに占める開発が可能な過熟・老齢林の割合も、アカマツで 58%、カラマツでは 74%と非常に高い。

表. 木材製品の主要生産物動向²¹

製品類	単位	2003	2004	2005	2006	2007	2007年の前年比%
木材伐採量	百万m ³	19.5	21.8	20.9	21.7	24.3	112
加工木材	百万m ³	1.6	2.1	2.5	2.6	3.6	138.5
パーティクルボード	千m ³	137	167.7	169.5	157	194.1	123.6
木質繊維版	百万m ³	28.3	21	28	35.6	41.2	115.7
合板	千m ³	128.9	149.1	155.1	153.3	168	109.6
化学パルプ	千トン	1260.8	1286.3	1295	1347.2	1430.5	106.2
パルプからの製紙 および製品	千トン	3.5	2.5	2.4	2	1.7	85
ボール紙	千トン	203.7	220.8	214.4	232.4	219.8	94.6

²⁰ 出所：イルクーツク州「森林計画」、イルクーツク州政府（2008）

²¹ 出所：イルクーツク州「森林計画」、イルクーツク州政府（2008）

イルクーツク州は、旧ソ連邦時代中期以降における森林資源開発の中心地のひとつであり、同州の産業的な発展は、林産・加工業と歩みを同じくしてきた。ロシアの他地域と比較した場合、同州では伐採はもちろんのこと、紙・パルプのように、コンビナートを中心とした高度な加工による工業的開発が行われてきた。こうした生産基盤は、旧ソ連邦崩壊によっても完全には失われず、2000年以降も着実に生産量を拡大している。

表. 2007年の木材製品輸出量²²

製品類	単位	生産量	輸出量	生産量における輸出割合、%	2007年の輸出量前年比、%
丸太	千m ³	24317	6757	27.8	-2.7
この内、用材	千m ³	16854.8	6757	40.09	
加工木材	千m ³	3600	2499	69.4	+31.9
この内、針葉樹	千m ³	3600	2499	69.4	+31.9
パーティクルボード	千m ³	194.1	1.4	0.7	2006年は輸出なし
合板	千m ³	168	82	48.8	-33.2
化学パルプ	千トン	1430.5	1176.8	82.3	+4.4
ボール紙	千トン	219.8	181.4	82.5	-4.8

上述したように、同州内における木材工業の発展は、自州内における木材資源の豊富さに支えられており、未加工原料への需要も高いことから、丸太の輸出量は他地域よりも低い。我が国の市場とも結びついたアカマツ製材品の生産、輸出は比較的安定しており、近年は乾燥材の比率を増加させることで輸出向け製品の品質向上を目指しながら現在でも発展を継続している。

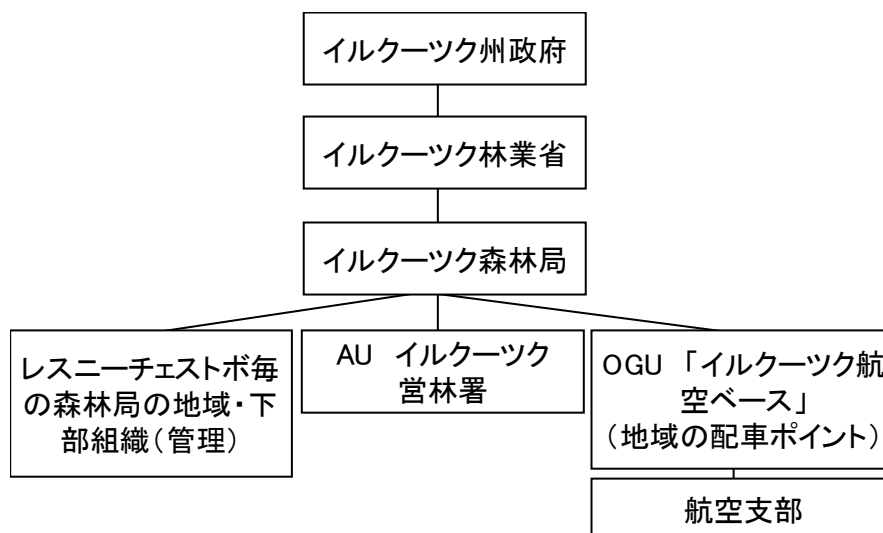


図. イルクーツク州の森林管理機構²³

²² 出所：イルクーツク州「森林計画」、イルクーツク州政府（2008）

イルクーツク州でも他地域と同様、州政府下に編入されたイルクーツク森林局の下に、保全・監督を行う機関としてのレスニーチェストボが 37 支部、沿海地方の KPPK（沿海地方国有企業）やハバロフスク地方の KGUP（地方国家統一企業）にあたる伐採を行う AU（自立機関）イルクーツク営林署が 58 支社、州国家機関（OGU）「イルクーツク航空ベース」が置かれている。

イルクーツクの各機関（省、局）は、基本的にはすべてイルクーツク知事の管轄下に置かれており、イルクーツク林業省も同様であるが、現在は大臣不在のため他省（2 省）の大臣がこれを兼務している。まず、イルクーツク経済発展・労働・科学・高等教育省の大臣であるウラジミル・パシュコフ氏が、林産業の部門の責任者であり、またイルクーツク天然資源・環境省大臣オリガ・ガイコワ氏が林業部門を担当している。イルクーツク林業省には大臣代理としてユーリ・ヴェリャエフ氏が在籍しており、同氏は以下の部署の担当となっている。

- ・ 木材調達・木材加工業部
- ・ 林業部
- ・ 水産資源部
- ・ 資金・法・人事・書類保障部

イルクーツク州では、この林業省下に森林局（局長：ウラジミル・シュコダ）が置かれており、伐採リース保有者の森林開発計画を承認する機関となっている。

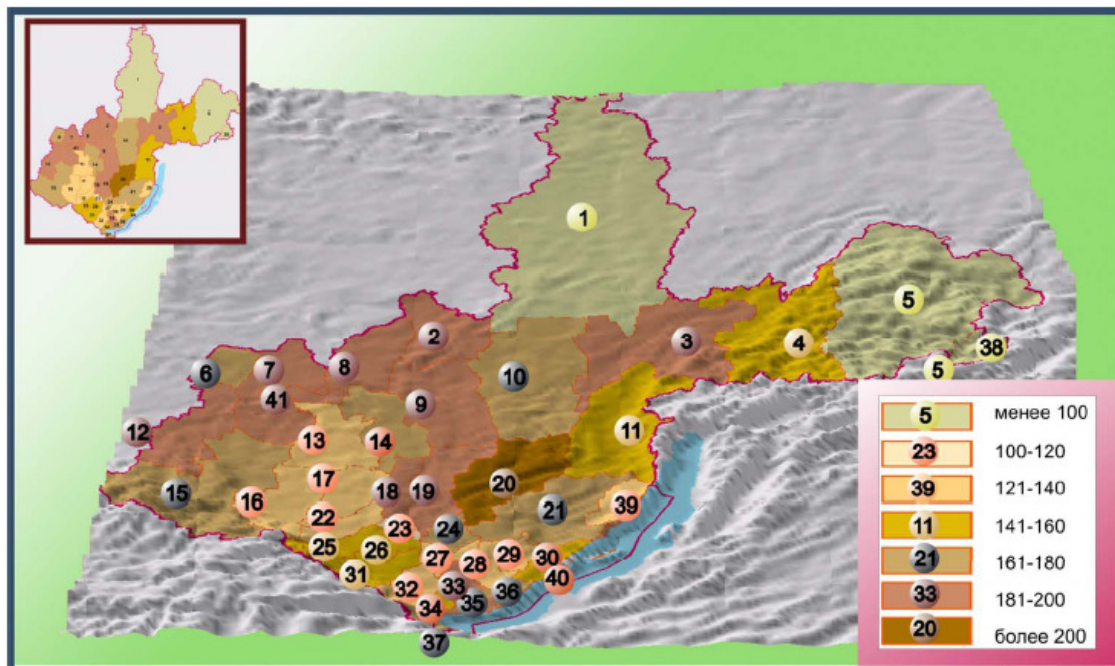


図. イルクーツク州の山林区（レスニーチェストボ）の管理区分と 1ha あたりの平均森林蓄積 (m³)²⁴

²³ 2010 年 3 月時点、イルクーツク森林局の情報を基に作成

²⁴ 出所：イルクーツク州「森林計画」、イルクーツク州政府（2008）

1	カタングスコイエ	11	カザチンスコ・レンスコイエ	21	カチュグスコイエ	31	チェレムホフスコイエ
2	セーヴェルノイエ	12	タイシエトスコイエ	22	ジミンスコイエ	32	ウソリスコイエ
3	キレンスコイエ	13	ブラーツコイエ	23	ヌクツコイエ	33	イルクーツコイエ
4	マムスコイエ	14	パドゥンスコイエ	24	オシンスコイエ	34	シェレホフスコイエ
5	ボダイビンスコイエ	15	ニジュネウジンスコイエ	25	ザラリンスコイエ	35	アンガルスコイエ
6	ビリュシンスコイエ	16	トゥルンスコイエ	26	アラルスコイエ	36	ゴロウストネンスコイエ
7	チュンスコイエ	17	クウイトゥンスコイエ	27	キーロフスコイエ	37	スリュジャンスコイエ
8	イリムスコイエ	18	バラガンスコイエ	28	ウスチ・オルディンスコイエ		
9	ニジュネイリムスコイエ	19	ウスチ・ウジンスコイエ	29	バヤンダエフスコイエ		
10	ウスチ・クーツコイエ	20	ジガロフスコイエ	30	オリホンスコイエ		

上記の図中、最も色の濃い(20)ジガロフスコイエ山林区が1haあたり200m²以上の蓄積を持ち、これに順じ、主に州中央部の森林資源が豊富であることが分かる。図中(30)の州都イルクーツク市から東シベリア鉄道沿いの地域は比較的資源が少なく、(1)のカタングスコイエ山林区の北部は既にツンドラ気候に入ることから林産業に適した材は徐々に減っていく。

森林資源の豊富な州中央部だが、未だ道路インフラの整備が遅れており、近年は新たな資源を求めて採地が遠隔化している。年間許容伐採量の利用度は、約30%程度であり、ここからもインフラの未発達度が伺える。

表. 林産業コンプレクスの主要製品 2010~2018年²⁵

年	林産業コンプレクスの主要製品							
	製材 千m ³	MDF 千m ³	OSB 千m ³	化学パルプ 千トン	紙およびポ ル紙 千トン	化学・熱機械 パルプ 千トン	燃料顆粒 千トン	木造住宅 (階が少ないもの) 千m ²
2010	5152	280	350	1501	412	495	223	191
2014	5926	390	505	1795	906	695	364	310
2018	7053	430	515	1852	1462	703	378	368

現在、イルクーツク州には、ロシア連邦産業商務省により承認された5つの優先投資プロジェクトがあるとされる。産業商務省の公表では4つとなっているが下記にこれを記す。

²⁵出所：イルクーツク州「森林計画」、イルクーツク州政府(2008)

① LDK イギルマ社による製材・木材加工コンプレクス（2006～2009）

07年から操業を開始し、当初は、年間50万m³の製材を想定していたが、現在はアカマツ原板の生産のみで、加工はグループ企業のSEL大陸で行っている。現在は、月産3万～3万5000m³²⁶。

② オセトロフスキーLDK社による針葉樹合板工場建設（2010～2011）

上記工場にて年間10万m³の生産を計画。同時に、オセトロフスキーLDK社の既存の工場を基盤にさらに年間10万m³の針葉樹合板の生産を計画（2010～2011）。

③ Trans-Siberian timber company 社による製材・木材加工コンプレクス（2008～2013）

④ 東シベリア・バイオテクノロジーコンビナート社によるバイオ燃料工場（2008～2013）

上記のプロジェクトにより州内では、製材を中心とした複合的な木材資源の利用が計画されており、製材加工製品量の増加に比例してチップの生産も進めることで、既に州内の主要な位置を占める紙・パルプ工業の更なる振興をもねらっている。

また、合法性証明木材の調達を考えた場合、上記のLDKイギルマ社およびTrans-Siberian timber company社は、現在FSC森林認証のFM認証取得のプロセス中であり、LDKイギルマ社は既にFSCのCoC及びコントロールウッドの認証を保有していることは、上述した優先投資プロジェクトのように連邦・州レベルで推進される大量生産ベースの木材流通の、グリーン化の可能性を含んでいると考えることもできるだろう。加えて言うと、LDKイギルマの原板の加工を行うSEL大陸も既にFSCのCoC及びコントロールウッド認証を保有しており、これらの企業への資源供給を行うSELグループは、FSCのFM/CoC認証を取得している。すなわちこれは、理論的にはイルクーツク州から我が国の市場への製材供給を想定した場合においては、既にそのかなりの部分が合法性および持続可能性を証明し得る状況にあるということを意味している。

²⁶ 出所：一部、木材建材ウイクリー（2009.10.5）

第2章 森林法改定後の概況

2-1 伐採申請書制度について

ロシア経済発展商務省により立案され、2007年1月1日付けで施行された改定森林法典では、これまで連邦主導であった森林管理における権限が、地方・州政府へと委譲されると同時に、森林フォンドのリース保有者自身による森林管理の義務が大幅に拡大されていることが特徴的であった。そのなかでも以前の森林利用方法との明確な変更点のひとつとして挙げられるのは、森林局、営林署により発効・管理された伐採証明書システムから、伐採申請書システムへの移行である。この制度上の変化に伴う手続き上の変更点を、以下に挙げる。

新たな体制の下、それぞれの地方・州は、2008年中に、今後10年間の森林経営・管理を想定に入れた、森林計画 (lesnoi plan) を策定した。この森林計画に沿ったかたちで各々の伐採リース所有者は、森林開発計画を策定しなければならず、これが地方・州の森林局出先機関において合意、承認されることで、伐採申請書を提出する資格を得る。

この森林計画は、各地方・州ともにほぼ共通の章立てにより構成されており、項目は概ね以下のようになっている²⁷；

- ・ 第一章「森林の状態の特性、およびその利用」
- ・ 第二章「森林利用・保全・保護・再生の基本方針」
- ・ 第三章「計画された森林開発の実現に関連して実施される施策に対する経済的効果の評価」
- ・ 第四章「森林計画実行のモニタリングと管理」
- ・ 第五章「森林計画において計画された今後の変更の導入方法」
- ・ 結び

伐採申請書システム（申請書提出システム）は、改定森林法典に従い2008年1月1日より発効した。新制度の要求に従い、伐採リースをもつ林産業者（10年以上のリースを所有者のみが対象）は、2008年中にリース契約を再締結し、森林開発計画を策定、伐採申請書を作成しなければならない。

改定森林法典の要求に従うと、上述した各書類を作成する責任は、リース保有者にある。

森林フォンドのリース契約の雛形は、イルクーツク森林局により策定された。森林局は、この契約書案を各レスニーチェストボへ配布し、2008年12月31日までの期限でリース保有者との再契約を指示した。

リース保有者たちは、リース契約に合意し署名しなければならず（契約書は、レスニーチェストボと林産業者間で締結される）、その契約は法務省において登録せねばならず、この登録なしでは契約書は効力を持たない。

リース契約の締結と登録後、リース保有者は10年期限の森林開発計画を策定しなければならないが、1年期限の森林開発計画の策定が許可された。

²⁷ 出所：沿海地方「森林計画2009～2018」、沿海地方政府（2008）

森林フォンドのリース保有者は、自社の森林開発計画の策定者を自ら選択することができた。イルクーツクにおける計画策定者は、FGUP（連邦国家統一企業）である「プリバイカル・レスプロジェクト」社が殆どであり、その他にも他地域の森林経営方針策定機関などがあった。また、リース保有者自身が自社で森林開発計画を策定することも可能であった。

森林開発計画は、森林局において合意、しかるべき委員会において精査されるが、伐採申請書作成上、最も重い責任はリース保有者に委ねられている。改定森林法典において示される伐採申請書システムのそもそもの意義は、レスニーチェストボにおける管理機能の縮小にあり（レスニーチェストボは、森林利用および伐採区の割り当て計画に参画しない）、これにより森林フォンドのリース保有者は、自社の森林経営計画において自由度が高くなっているのである。

レスニーチェストボにおける伐採申請書の合意後（レスニーチェストボは、伐採申請書に申告されている計画された経営施策と、森林開発計画に記された施策を照合する）、業者は森林経営の施策を実現へ移す権利を得る。

実際の伐採申請書提出方法

2008～2009年の間、イルクーツク州では、410社（99%）の林産業者が伐採リース契約を更新し、森林開発計画を策定、伐採申請書の提出に至っている。他方、ハバロフスク地方でも139社（95%）が契約の更新をしている。

イルクーツク州では、約4社だけが森林フォンドのリース契約を更新していないが、森林局によると、これらの業者が更新しなかったのは、申請書システムの困難さが原因ではなく、伐採業を廃業したためであった。

この申請書システムは、移行期において幾つかの困難な局面があった。

実際、新たな要求へ対応するために林産業者と地方政府機関に与えられた時間はあまりにも短かった。イルクーツク州では、木材の伐採を目的とした森林フォンドのリース契約が約400件締結された。2008年の一年間で、業者はリースを再契約、登録し、森林開発計画を策定後、伐採申請書を提出しなければならなかった。

このなかでの最も困難な工程が、森林開発計画の策定であった。殆どの業者が、一年期限の一時的な森林開発計画を策定した。その後、各業者は翌年一年間をかけて10年計画を策定している。

現状で、申請書システムのもたらした結果に関して言及するのは時期尚早であり、その結果が明らかになるのは数年後になるであろう。一方では、森林フォンドのリース保有者は、森林経営上の施策（伐採、林業上のインフラ建設、森林再生）計画上の自由を獲得した。他方、リース保有者には、森林再生、火災消化、一連の火災対策へ従事することが義務づけられており、これは端的に木材ビジネスの強化を意味し、投資を募れないために、近代的な技術を導入できず、技術力の高い人員を雇用できなかった小規模な業者にとっては林産業からの撤退を意味していた。

今日の申請書システムは、数年前の状況と比較して小規模な伐採業者が利益を得られない条件であることから、間接的に違法伐採対策として機能していると言える。一部違法性の強い操業を行う小規模な木材ビジネスは、違法伐採により利益を得られなくなり、伐採業は、多額のインフラへの投資、人材の確保、機器の購入が必要な業種へと変化した。

このように改定森林法典は、現段階では大規模な木材ビジネスの利益を擁護することで（大手の林産業者グループは、交渉により新森林法典の条文の多くに関して、彼らに有利な要求を行った）、部分的には違法伐採の減少としても機能していると言える。このことは、これまで違法伐採に従事していた大部分が小規模な業者であることを考慮すると、部分的には違法伐採率の低下をもたらす効果があったと言える。

以下に、イルクーツク林業省から伝えられた伐採申請書制度に関する見解を載せる。

1. 伐採申請書の導入は、一方では許可書類の申請のためにレスニーチェストボ（山林区署）に出向くことが不可欠になったという点において森林利用の効率を向上させたと言え、また他方では伐採区分けおよび森林査定の責任がリース保有者自身になったことで森林を利用する主体の責任が向上したとすることができる。

伐採申請書は、恒常的に（無期限で）伐採用地を提供された者、あるいはイルクーツク森林局の管轄下にある地域の山林区をリースする者により 1 年毎に提出される。申請書は森林利用の予定される 10 日以上前までに提出されなければならない。

伐採申請書には、リース契約に記載されたすべての森林利用法が記載されなければならない。この記載内容は、申請のあった年に利用が予定されている伐採用地に関する森林開発計画における内容が反映されている。

提出された伐採申請書の書式、そこに記載されている要求が伐採用地の開発計画に対応していない場合、あるいは記載内容漏れがあった場合、レスニーチェストボは森林利用者の申請を受理しない。この場合、森林利用者は、伐採申請書の受け取り後 5 日以内にこれについての連絡を受け取る。

伐採申請書と森林開発計画の記載内容の不適合が発覚した際には、森林利用者へ修正要求が送られる。この他、申請後の伐採申請書への変更は、しかるべき手順により森林開発計画へも変更が加えられることになる。

規定の期間内に伐採申請書を提出しなかった者による伐採用地の利用は、違法とみなされる。

2. 森林利用に際した伐採申請書システムおよびこれまで存在した伐採許可証システムは、森林を利用する者には木材調達の合法性証明として機能する。伐採許可証にしても伐採申請書にしても、そこに記載されている規定伐採量、具体的な場所において伐採を行うための権利を森林利用者に保障している書類であることに変わりない。

伐採申請書は、違法流通の追跡のために役立つ、少なくとも同申請書を根拠として有効性のある木材の国家調査システムを構築することは可能である。そのような取組みは、ロシア連邦政府・林産業発展会議の決定に従い、連邦レベルでも実施されており、科学・調査活動の枠組みにおいて、調達木材の国家調査システムの構築に関する科学・方法論的基盤整備が行われている。

2-2 森林法改訂後の法律

・ 森林法への修正

2007年1月1日より発効した改定森林法典は、施行前から懸念されていたように、法自体の完成度の低さが原因となり、実施に移す段階で幾つもの混乱を招いた。この状況は、現在までも継続しており、数々の修正が加えられている。代表的なものとしては、違法伐採と森林保全に関する基準を盛り込んだ2008年7月22日付け連邦法第143号「ロシア連邦森林法典への変更の導入に関して」がある。2010年1月時点の森林法典には、上記も加えて8回にも渡り連邦法による修正が加えられ、法として完成度を高めることが期待されているが、未だ達成をみていない。

2010年3月31日に連邦森林局において開催されたロシア連邦森林法典への修正に関するワーキンググループでも、森林法典への修正について議論され、同法典が林業および森林セクターの発展によって不十分な状態であるという認識の下、以下の修正案が確認された。

1. ロシア連邦農業省により立案された、国家森林保全部の再建と違法伐採から森林を保全するための法基盤の整備
2. ロシア連邦院（上院）により立案された、1と類似した修正案
3. ロシア連邦森林局により立案された、森林ファンド用の苗畑経営および苗木の育成業務に関する復権
4. ロシア連邦農業省により立案された、森林法典を含む諸法および育種に関する法に対する修正。（木材育種の権限の一部をロシア連邦国家権力機関へと委譲する）
5. ロシア連邦ドゥーマ（下院）の天然資源・自然利用・環境委員会により立案された、ロシア連邦森林法典への各種修正（主な修正は、連邦交付金による森林経営方針（lesoustroictvo）の策定業務の復活）

この他、イルクーツク州林業省により提示された、森林法典改定後に施行された重要な法令リストを下に記す。

1. 「ロシア連邦森林法典の実施に関する」2006年12月4日付連邦法 No.201-F3（2006年11月8日ロシア連邦連邦会議一般討議にて採択）、（2009年12月31日から発効の変更及び追加有り）（2009年12月27日付校訂）
2. 「狩猟及び狩猟資源の保護に関して、並びにロシア連邦の個々の立法法令の変更に関する」2009年7月24日付連邦法 No. 209-F3（2009年7月17日ロシア連邦連邦会議一般討議にて採択）（2010年4月1日から発効の変更及び追加有り）（2009年12月27日付校訂）
3. 「森林の国家管理・監督を実施する公務員による特別資金の保管、携行及び使用の規則承認に関する」2010年2月3日付ロシア連邦政令 No.47

- 4 「森林開発分野への優先投資プロジェクトに関する」2007年6月30日付ロシア連邦政令 No.419（「森林開発分野への優先投資プロジェクトリストの作成及び承認に関する規則」と共に）（2010年2月3日校訂）
- 5 「森林公園地帯の機能地帯、森林公園地帯の区域と境界、グリーンベルトの規定に関する規則の承認に関する」2009年12月14日付ロシア連邦政令 No.1007
- 6 「森林関連分野のロシア連邦の個々の全権実行のために、ロシア連邦主体の予算に対して連邦予算から補助金の形で交付される資金の消費及び勘定の規則承認に関する」2006年12月29日付ロシア連邦政令 No.837（2009年11月30日付校訂）
- 7 「森林資源の単位あたりの支払料率及び連邦財産の森林区画の単位あたりの支払率に関する」2007年5月22日付ロシア連邦政令 No.310（2009年11月9日付校訂）
- 8 「ロシア連邦森林法典第43～46条に従い、森林フォンドの土地に存在する森林の利用により得られた木材現金化に関する」2009年7月23日付ロシア連邦政令 No.604（「ロシア連邦森林法典の第43～46条に従い、森林フォンドの土地に存在する森林の利用により得られた木材の現金化規則」と共に）
- 9 「森林の国家管理及び監督実施規則承認に関する」2007年6月22日付ロシア連邦政令 No.394（2009年2月26日付校訂）
- 10 「森林植物の種子の管理実行規則承認に関する」1998年10月31日付ロシア連邦政令 No.1269
- 11 「森林の保存、保護、再生作業実施の発注及び契約締結の特殊性に関する規則の承認に関する」2007年6月30日付ロシア連邦政令 No.418（2008年12月31日付校訂）
- 12・ 「国有あるいは地方自治体所有の森林区画の賃貸借契約に関する」2007年5月28日付ロシア連邦政令 No.324（「国有あるいは地方自治体所有の森林区画賃貸借契約作成及び締結規則」と共に）（2008年12月31日付校訂）
- 13 「森林関連分野の連邦森林局の全権に関する」2007年5月24日付ロシア連邦政令 No.273（2007年12月20日付校訂）
- 14 「森林法違反による森林への損害規模の計算に関する」2007年5月8日付ロシア連邦政令 No.273（「森林法違反による植林あるいは植林に関係ないと見られる樹木、

灌木、つる植物をも含めた森林への損害の規模の計算方法」と共に) (2007年11月26日付校訂)

15. 「ロシア連邦主体の森林計画作成関連の規則承認に関する」2007年4月24日付ロシア連邦政令 No.246 (2007年11月17日付校訂)
16. 「その木材の買付けが許されない樹木及び灌木の樹種のリスト承認に関する」2007年3月15日付ロシア連邦政令 No.162 (2007年9月18日付校訂)
17. 「森林の火災安全規則承認に関する」2007年6月30日付ロシア連邦政令 No.417
18. 「森林の衛生安全規則承認に関する」2007年6月29日付ロシア連邦政令 No.414
19. 「森林の財産目録作成実施に関する」2007年6月26日付ロシア連邦政令 No.407
20. 「国有地あるいは地方自治体所有地にある樹木の売買契約に関する」2007年6月26日付ロシア連邦政令 No.406 (「国有地あるいは地方自治体所有地にある樹木の売買契約の作成及び締結規則」と共に)
21. 「個人あるいは個人のグループにより調達される木材の最大量の設定に関する」2007年6月22日付ロシア連邦政令 No.395
22. 「森林保守・保護の航空作業の組織化及び実施の規則承認に関する」2007年6月19日付ロシア連邦政令 No.385
23. 「森林経営実施規則に関する」2007年6月18日付ロシア連邦政令 No.377
24. 「国家森林登録簿に関する」2007年5月24日付ロシア連邦政令 No.318 (「国家森林登記簿作成に関する規則」と共に)
25. 「森林関連分野の連邦自然利用監督局への全権に関する」2007年5月24日付ロシア連邦政令 No.315
26. 「国家森林登記簿の抄本交付に対する支払額及びその徴収方法に関する」2007年3月3日付ロシア連邦政令 No.138
27. 「水資源保護地帯にある森林、自然及びその他の対象の保護機能を果たす森林、貴重な森林、並びに森林の特別保護区画にある森林、これら森林の利用、保護、再生の特殊性承認に関する」2009年11月6日付ロシア連邦農業省指令 No.543 (ロシア連邦法務省に2009年12月22日 No.15793 登録)

28. 「ロシア連邦主体の国家権力機関による、これら機関に委ねられた森林の国家管理・監督に係わるロシア連邦の全権の遂行に対する管理・監督作業の組織化方法承認に関する」2008年9月26日付ロシア連邦農業省指令 No.443（2009年10月6日付校訂）
29. 「市民による個人用としての木材の調達目的とした、連邦レベルの重要性を持つ特別自然保護領域の土地にある樹木の売買契約に関する」2007年12月3日付ロシア自然監督局の指令 No.443（2009年10月2日付校訂）
30. 「ロシア連邦森林法典第78～80条に従って、国有あるいは地方自治体所有の森林区画の賃貸借契約締結権の売却、あるいは樹木の売買契約締結権の売却に関するオークションの準備、組織化及び実施に関する方法指示承認に関する」2009年2月24日付ロシア連邦農業省指令 No.75（ロシア連邦法務省に2009年5月4日 No.13883 登録）
31. 「ロシア連邦の森林植物地帯及び森林地方のリスト承認に関する」2009年2月24日付ロシア連邦農業省指令 No.37（ロシア連邦法務省に2009年4月15日 No.13764 登録）
32. 「2009年及び2010年の期間のロシア連邦予算制度の収入の事務処理に関する」2008年12月25日付ロシア森林局指令 No.413
33. 「伐採申請書に関する」2008年12月8日付ロシア連邦農業省指令 No.529（「伐採申請書の記入及び提出規則」と共に）（ロシア連邦法務省に2009年2月16日 No.13362 登録）
34. 「特別自然保護領域にある森林の利用、保護、防護、再生の特殊性承認に関する」2007年7月16日付ロシア天然資源省指令 No.181（ロシア連邦法務省に2007年9月3日 No.10084 登録）（2008年3月12日付校訂）
35. 「森林区画に関する権利、権利の制限（負担）、及びその取引の国家登録の特殊性に関する方法提案の承認に関する」2007年11月19日付ロシア登記庁指令 No.255
36. 「森林の国家登記簿作成に係わる国家機能の遂行及び森林の国家登記簿の抄本提供の国家のサービス供与の行政執務規定承認に関する」2007年10月31日付ロシア連邦天然資源省指令 No.282（ロシア連邦法務省に2007年12月6日 No.10634 登録）
37. 「木材調達の規則承認に関する」2007年7月16日付ロシア連邦天然資源省指令 No.184（ロシア連邦法務省に2007年10月22日 No.10374 登録）

38. 「森林の手入れの規則承認に関する」2007年7月16日付ロシア連邦天然資源省指令 No.185 (ロシア連邦法務省に2007年8月29日 No.10069 登録)
39. 「森林再生規則承認に関する」2007年7月16日付ロシア連邦天然資源省指令 No.183 (ロシア連邦法務省に2007年8月20日 No.10020 登録)
40. 「森林の利用、保護、防護、再生、森林育成に関する報告様式の確立及びその提出の規則の確定に関する」2007年7月9日付ロシア連邦天然資源省指令 No.175 (ロシア連邦法務省に2007年8月10日 No9978 登録)
41. 「森林病理学的モニタリングの組織化及び実施の規則の承認に関する」2007年7月9日付ロシア連邦天然資源省指令 No.174 (ロシア連邦法務省に2007年7月23日 No9880 登録)
42. 「含油樹脂調達規則承認に関する」2007年6月21日付ロシア連邦天然資源省指令 No.156 (ロシア連邦法務省に2007年7月11日 No9812 登録)
43. 「森林の主要樹種の割り当て種子の利用規則承認に関する」2007年6月14日付ロシア連邦天然資源省指令 No.153 (ロシア連邦法務省に2007年7月11日 No9805 登録)
44. 「森林育成の規則承認に関する」2007年7月6日付ロシア連邦天然資源省指令 No.149 (ロシア連邦法務省に2007年7月6日 No9767 登録)
45. 「計算伐採量の算出方法承認に関する」2007年6月8日付ロシア連邦天然資源省指令 No.148 (ロシア連邦法務省に2007年7月2日 No9750 登録)
46. 「科学研究活動、教育活動実施のために森林を利用する規則承認に関する」2007年5月28日付ロシア連邦天然資源省指令 No.137 (ロシア連邦法務省に2007年7月6日 No9769 登録)
47. 「森林開発プロジェクトの国家あるいは地方自治体の鑑定方法の承認に関する」2007年5月14日付ロシア連邦天然資源省指令 No.125 (ロシア連邦法務省に2007年6月13日 No9630 登録)
48. 「農業を主導するための森林利用規則承認に関する」2007年5月10日付ロシア連邦天然資源省指令 No.124 (ロシア連邦法務省に2007年6月5日 No.9593 登録)
49. 「木材及びその他の森林資源の加工のための森林利用の規則承認に関する」2007

年 5 月 10 日付ロシア連邦天然資源省指令 No.123（ロシア連邦法務省に 2007 年 6 月 1 日 No.9580 登録）

50. 「鉱物資源の地質学的研究作業実施のため、鉱物産地開発のために、森林を利用する規則承認に関する」2007 年 4 月 24 日付ロシア連邦天然資源省指令 No.109（ロシア連邦法務省に 2007 年 5 月 28 日 No.9571 登録）
51. 「レクリエーション活動実施のための森林利用規則承認に関する」2007 年 4 月 24 日付ロシア連邦天然資源省指令 No.108（ロシア連邦法務省に 2007 年 5 月 22 日 No.9515 登録）
52. 「森林経営執務規定の構成、その作成規則、有効期間、変更導入規則の承認に関する」2007 年 4 月 19 日付ロシア連邦天然資源省指令 No.106（ロシア連邦法務省に 2007 年 5 月 22 日 No.9506 登録）
53. 「送電線、通信線、道路、パイプライン及びその他の線状対象物の建設、再建、稼働のための森林利用規則承認に関する」2007 年 4 月 17 日付ロシア連邦天然資源省指令 No.99（ロシア連邦法務省に 2007 年 5 月 14 日 No.9451 登録）
54. 「放射線汚染森林地帯における、森林の保護、予防及びリハビリ方策の開発及び実施の特殊性承認に関する」2007 年 4 月 17 日付ロシア連邦天然資源省指令 No.101（ロシア連邦法務省に 2007 年 5 月 14 日 No.9445 登録）
55. 「地下森林資源の採取準備及び採取の規則承認に関する」2007 年 4 月 10 日付ロシア連邦天然資源省指令 No.84（ロシア連邦法務省に 2007 年 5 月 22 日 No.9508 登録）
56. 「森林食料資源の調達及び薬用植物採集の規則承認に関する」2007 年 4 月 10 日付ロシア連邦天然資源省指令 No.84（ロシア連邦法務省に 2007 年 5 月 23 日 No.9526 登録）
57. 「森林の実のなる植物、漿果植物、装飾用植物、薬用植物の栽培のための森林利用規則承認に関する」2007 年 4 月 10 日付ロシア連邦天然資源省指令 No.85（ロシア連邦法務省に 2007 年 5 月 22 日 No.9516 登録）
58. 「森林開発プロジェクトの構成及びその作成方法の承認に関する」2007 年 4 月 6 日付ロシア連邦天然資源省指令 No.77（ロシア連邦法務省に 2007 年 5 月 2 日 No.9387 登録）
59. 「ロシア連邦主体の国家権力機関及び地方自治体機関の活動の向上に伴ってのロシ

- ア連邦の個々の法令への変更導入に関する」2009年12月27日付連邦法 No. 365-F3 (2009年12月18日のロシア連邦会議の一般討議で採択)
60. 「土地関連の改良に関してのロシア連邦の個々の法令への変更導入に関する」2008年7月22日付連邦法 No. 141-F3 (2008年7月5日ロシア連邦会議の一般討議で採択) (2009年12月21日付校訂)
61. 「不動産の国家調査に関する連邦法の採用に伴っての、ロシア連邦の個々の法令への変更導入及びロシア連邦の個々の法令(法令の規定)の失効に関する」2008年5月31日付連邦法 No.66-F3(2008年4月25日ロシア連邦会議の一般討議で採択) (2009年12月21日付校訂)
62. 「ロシア連邦の個々の法令への変更導入に関する」2008年12月25日付連邦法 No.281-F3 (2008年12月17日ロシア連邦会議の一般討議で採択) (2009年11月28日付校訂)
63. 「ロシア連邦の全権実行の完全化に伴い、ロシア連邦の個々の法令への変更導入に関する」2008年7月23日付連邦法 No.160-F3 (2008年7月4日ロシア連邦会議の一般討議で採択) (2009年11月28日付校訂)
64. 「『競争保護に関する』連邦法及びロシア連邦の個々の法令への変更導入に関する」2009年7月17日付連邦法 No.164-F3 (2008年7月3日ロシア連邦会議の一般討議で採択) (2009年11月25日付校訂)
65. 「ロシア連邦の森林法典及びロシア連邦の個々の法令への変更導入に関する」2009年3月14日付連邦法 No.32-F3 (2009年2月11日ロシア連邦会議の一般討議で採択)
66. 「2003～2010年のロシア連邦の林業発展の基本構想に関する」2003年1月18日付けロシア連邦政府命令 No.69-r (2007年9月2日付校訂)
67. 「イルクーツク州における営林署の数の決定及びその境界の設定に関する」2008年12月4日付森林局指令 No.374
68. 「市民による個人用としての森林食料資源調達及び薬用植物の採集の規則に関する」2007年12月10日付イルクーツク州法 No.119-oz (2007年11月21日付イルクーツク州立法会議決議 No.36/13a/5-C3により採択) (2009年2月3日付校訂)
69. 「イルクーツク州における樹木の売買契約に基づく木材の買付けの例外に関する」2009年10月7日付イルクーツク州法 No.67/33-oz (2009年9月16日付イルク

ーツク立法会議決議 No.14/23-3 により採択)

70. 「森林地下資源の個人用としての市民による調達及び採取の規則に関する」2007年12月10日付イルクーツク州法 No.118-oz (2007年11月21日付イルクーツク立法会議決議 No.36/14a/5-C3 により採択) (2009年5月8日付校訂)
71. 「イルクーツク州における狩猟経営の主導のための森林利用規則に関する」2007年12月29日付イルクーツク州法 No.145-oz (2007年12月20日付イルクーツク立法会議決議 No.38/8/7-C3 により採択)
72. 「市民による個人用としての木材調達の規則及び基準に関する」2007年12月10日付イルクーツク州法 No.120-oz (2007年11月21日付イルクーツク立法会議決議 No.36/7/5-C3 により採択) (2009年6月30日付校訂)

第3章 合法性証明の可能性と関係機関

3-1 違法伐採対策および木材の出所の合法性証明

ロシアにおける違法伐採対策を少なくとも3つのスコープによってことが可能である。第一には、連邦レベルにおいてロシア連邦森林局（Rosleskhoz）の実施する違法伐採および違法木材流通対策と、これにその他の省庁を巻き込んだ結果として各省庁が連邦全域において実施する規制。第二には、地方・州レベル、特に林産業の盛んな地域において、地方・州政府の積極的な働きかけの下に実施された違法伐採・違法流通対策。第三には、連邦機関が個別の必要性に応じ、各地方・州の取組みとの関係性において実施する違法伐採・流通対策である。

・ 第一のスコープ（連邦レベル）

2005年から連邦森林局が主導となって実施される①「航空・衛星モニタリング」は、2005年から2009年の間に、モニタリングの対象地域は7地方5230万haから、24地方1億7540万haへと拡大されている。これにより198山林区、47,000の伐採区をカバーし、4100伐採区(8.6%)において違法行為が摘発されている。違法伐採に関しては、7000haにおいて1643件、98万2300m³が摘発され、その被害総額は48億ルーブルと想定されている²⁸。この遠隔モニタリングは性質上、伐採区の境界を越えた過剰な伐採という違法伐採の一形態を、ある特定の地域を対象として摘発するものとしてのみ機能しているのが現状であり、当然ながら違法流通は対象としていない。

上記に加え、連邦森林局により2008年より試験的に実施されているのが②「木材運搬管理システム」である。手続きとしては、1)各地域の各森林利用者が、個別の証明番号を取得、2)証明番号を伐採した木材に貼付、3)検査・管理ポイントを通過、4)そこで運送車両に木材を積載した状態のままの状態、特別な機器を使った計測が実施、5)計測結果を元に、木材が積載された管轄区、容量、を統一的な情報システム内に記録、というプロセスを取る。この情報へは、警察、税関、地区政府などの関係各者がアクセス可能であり、運送される木材には、検査・管理ポイントまでの運送用、それ以後の流通用に二種類の書類が添付される。木材の需要者は、需要木材量と販売製品量の適合を証明する規定の書式に従い全木材取扱量を月毎に精算する。このシステムの導入により違法調達木材の商業的利用の可能性排除が見込まれている。

この木材追跡・データベース管理システムは、現在ロシア連邦の2~3地域において試験的に実施されているが、2012年には15地方・州において実施される予定である。しかしながらロシア全域においてこのシステムを構築するためには10億ルーブル以上の予算拠出が必要と言われており、実現上の困難さが残されている。

ロシア連邦内務省は、2007年11月に当時のロシア天然資源省による、違法伐採取締りを目的とした間省庁的な委員会を設置する勅令²⁹をうけ、盗伐摘発対策としてのレイド(抜

²⁸ ロシア連邦森林局

²⁹ 2007年9月12日付け勅令 No.238/802「木材の違法伐採および流通対策に関する間省庁的委員会の組織について」

き打ち調査)の強化により③**経済犯罪対策**の拡充を各地方・州において実施している。この地方・州レベルでの取り組みに関しては、下記の第三のスコープに記述する。

・ 第二のスコープ (地方・州レベル)

ここでは州政府レベルでの違法伐採・流通対策が盛んであったイルクーツク州を例に挙げる。同州では、地域レベルでの違法伐採対策として、イルクーツク州林業局は、2006年には④**木材搬出ターミナル**による鉄道沿いの各木材搬出ポイントをつないだネットワークの構築および、このターミナルへの木材取引所の機能付加を通し、木材製品の違法流通の管理を試みた。

当時の州政府副知事の構想ではまず、木材搬出ポイントおよび十分なインフラを有する中規模および大規模な業者が「木材ターミナル」の資格を受ける。ターミナルは、周辺の業者より集材し(購入し)、それらの出所の合法性を管理、⑤**木材取引所**を通すことで集中的に木材を買い手へ供給する(これらの木材の殆どは、輸出向けが想定されていた)。取引所では、ブローカー(仲介機能)が売り手と買い手の側から働くことが想定されていた。

このような図式において木材の出所の合法性を管理するポイントは、森林局より何かしらの認可を受けたターミナルであるべきであった。また、木材ターミナルの管理は、しかるべき機関が行うとされた(この目的のために省庁外のグループが創設された)。

2006年の時点で、約20箇所の木材ターミナルが登録され、その後木材取引所も設立された。しかしながらこの仕組みは効果的には働かず、2008年にはプログラム自体が打ち切られた。当該のプログラムが打ち切られた理由は以下が考えられる；

- ・ 同取組みへの林産業者側からの信頼度の低さ：高い汚職度を含むプログラムの内容
- ・ 木材ターミナルおよび取引所認定ための高額な登録料(500,000ルーブル)
- ・ 取引所を利用し、木材価格を調整する業務へ携わることを業者が望まなかった

この取組みは、原則的には違法伐採および木材製品の違法流通対策として有望な方法として利用され得るものであった。しかしながらその実現を妨げたのは、この仕組み自体が抱える汚職的な構造であり、イルクーツク州における林産業を管理する強力な中央組織の欠如であったと言える。

【違法伐採対策に関するイルクーツク林業省からのコメント】

イルクーツク州政府は、これまで州内における違法伐採および違法流通対策を重視してきた。2009年3月19日付けイルクーツク州政府令第150-ppでは、イルクーツク州内における違法伐採および違法流通防止のための協同に関する、州内の間省庁委員会についての規定が承認された。

イルクーツク州知事付きの汚職防止調整会議の定例会議が定期的に行われている。2010年3月26日にも、調整会議の定例会議が開催された。そこで検討された問題のひとつは、「森林分野における汚職対策」であった。

木材の出所の合法性評価システムに関しては、最初の質問への回答の際に部分的に言及されていた。

連邦レベルでは、木材の調査および計測に関する統一システムの創設が検討されており、輸出木材についても同様に整備される。全ロシア的な政党である「統一ロシア」、「ロシア森林」における党内の計画においてもこの問題は注目されている。

地域レベルでは、イルクーツク州森林局は現在、森林フォンドの状態変化をモニタリングする地理情報システムの創設を検討している。第一段階としては、統一的な情報データベース構築が予定されており、これは2010年中の遂行が予定されている。第二段階としては、山土場から納入場所までの木材の流れを追跡するプログラムの策定が計画されている。

・ 第三のスコープ（ある地方・州に特化した連邦機関の取組み）

このような例としては、沿海地方森林局（当時の連邦機関）が高級樹種の豊富である同地方の特性に合わせて導入した、高級樹種の流通を規制するために行った**⑥ホログラム付き伐採証明書**の取組みがあるが、これは伐採申請書システムへの転換と共に消失している。取組みとしては、書類管理データベースの不在のために、証明書の再利用が横行し、実際には機能しなかったと言える。

次の例としては、連邦関税局の地方出先機関であるイルクーツク関税局が行っている、未加工木材の**⑦コンピューター個別検査システム**である。この検査では、外国へ発送される丸太毎に具体的な業者・販売者へ照応されるバーコードおよび固有の数値が印刷された硬質なプラスチック製の特別な荷札が貼り付けられる。一方データベースには、直径、長さ、容積、樹種、等級などそれぞれの丸太の具体的な情報が登録され、関税局、地区政府、税務検査局、警察局が自由にアクセスできるようになっている。しかしながら、同システムが、税関手続きの短縮化と申告の正確さを確保するための取組みであることが第一であり、検査ツールが高額であることから、利用業者は増えていない。このツールを利用しているのはブラツク税関に登録される350の輸出業者のうち4社、およびウスチ・クルト税関の2社の合計6社のみである。様々な省庁が利用できるデータベースのあり方や遡及性の高いバーコードを使っている点では有望な合法性証明ツールとなりうる可能性を持っているが、未加工木材への適用のみであること、利用者が少ないこと、伐採地との関連性を証明する書類との照合がないことから、現時点では合法性証明としては機能していない。

極東地域の取組みとしては、2008年のハバロフスク地方、ユダヤ自治区の獣医・植物衛生監督局は、2008年後期に、木材製品輸出時に**⑧植物検疫認証**手続きの際の書類提出義務を強化し、伐採証明書類および木材売買契約書の提出を義務付けた。しかしながら他地方・州においてはこの強化は行われず地域毎に実施のレベルでの差異がみられる。

連邦内務省が林産業の発達しているイルクーツク州において行う取組みとしては、**⑨森林警察による計画的および計画外レイド**（レスニーチェストボおよび森林局と協同）、**⑩経済犯罪対策部による取締り**（連邦レベルでの取り決めを受け、2008年頃から取締りを

強化しており、2009年1月～10月には、800件の違法伐採を検挙、1200件行政法違反にて事情聴取、被害額は2400万ルーブルにも及ぶ。また、連邦森林局の航空・衛星モニタリングとも一部連動している)、⑩道路警察による木材流通管理、などがある。

また、東シベリア鉄道局(連邦鉄道局の州出先機関)は、重量(t)による積載貨物の書類管理を行うと同時に、最近ではロシア連邦獣医・植物検疫監督局との権限の振り分けを行い、貨車における**植物検疫証明書**の発行も行っているという情報もある。

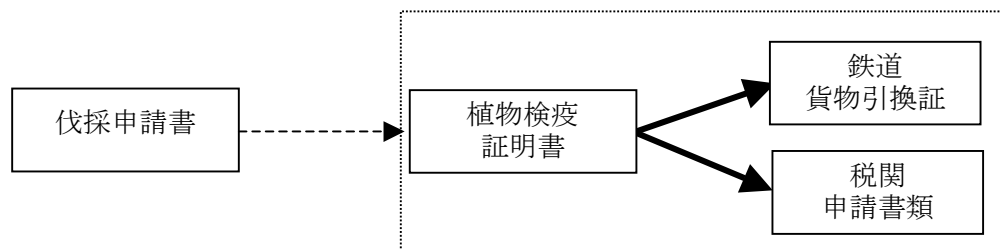
この他、東シベリア商工会議所が発効する⑪**産地証明**がある。商工会議所は、営林署解体後に組織され、AU(自立機関)「イルクーツク営林署(leskhoz)」が、生産する木質原料の取引に関与している例が確認されている。その契約書類には、伐採地、伐採方法の種類、容量などが記されていることから、AUが行うような国家契約を通じた林道建設や保育伐による木材の産地証明として機能する可能性もあるが、現時点では樹種の明記がなく、車両、貨車、船積みレベルで対応できる証明書とはなっていない。また2010年3月時点の情報では、東シベリア商工会議所が木材製品の出所の合法性を証明する、自らの発効した証明(certificate)の流通チェックを行っている、と伝えられた。現在、商工会議所は、この流通管理のために不可欠であるインフラを整えているが、コスト的に高額になるため、一般的な市場における要求はない。

3-2 合法性証明の可能性

前項で取り上げただけでも各政府、諸省庁による数々の木材流通管理、違法伐採材排除の動きがあるが、現時点で合法性証明方法として首尾一貫するものはない。我が国の合法性証明木材調達を考えた場合、主に第三のスコープに焦点を置きながらも一端、違法伐採対策という視点と合法性証明木材調達の視点を明確に区別した上で、ボランタリー森林認証をも考慮にいれた現実的な合法性証明木材調達方法を検討する必要があるだろう。

以下に、合法性証明木材調達に焦点をあてた場合の証明方法モデルを幾つか提起する。

1. 伐採申請書システムと植物検疫システムを地方・州レベルで連結させるモデル



現森林法典に則った伐採申請書を利用した伐採施行は、理論的には当該の業者が策定した森林開発計画に従った伐採(場所、樹種、容量、伐採方法)を実施していることを意味し、同時に地方・州レベルでの森林計画(10年間の保護区をも含めた森林全体の管理について言及)に適合していることを意味している。

問題となるのは、伐採申請書自体の流通における信頼性であるが、これは申請書の運用が定着するのをしばし待たねばならないが、この証明書が地方・州政府および当該政府下

の再編された森林局により承認されたものであることである。

他方、輸出木材製品に義務付けられている植物検疫証明書では、樹種と産地に関する情報の記載が義務付けられている。また、その後の流通過程である、鉄道では製品仕様、送り状、植物検疫証明書、申請書のコピーが、税関では対外経済契約書、インボイス、植物検疫証明書、製品仕様の提出が義務付けられていることから、植物検疫以降の遡及性は高い。

上記の条件の下では、図中の点線矢印の部分における加工をも含めた流通過程の管理という課題、および植物検疫証明書と伐採申請書記載内容の同期という課題が残される。前者の管理のうち、木材搬送に係る部分に関しては、道路警察による現在の取締りを裏返したような「合法流通証明」の導入が考えられる。

これらの具体的な展開としては、イルクーツク州の「イルクーツク州内における違法伐採および違法流通防止のための協同に関する間省庁委員会」（イルクーツク林業省）を窓口とし、上述した課題を解決した上で、まずは鉄道局における申請書類において植物検疫証明書を通して伐採申請書の内容（すなわち州の森林計画に根拠を置く各業者の森林開発計画）が反映されていることを示す記載を東シベリア鉄道局との合意の上で行うことが挙げられるだろう。これには、3-1 で挙げた東シベリア鉄道局と獣医・植物検疫監督局の協同が追い風になるであろう。獣医・植物検疫監督局の地方・州出先機関との協議において伐採申請書の確認を義務付けることが難しい場合は、ロシア連邦農業省下の連邦獣医・植物検疫監督局が協議の対象となることは追記しておく。

2. 森林認証システムを使ったモデル

第四章に挙げるように、ロシアにおける FSC 森林認証の拡大は顕著であり、特に 2007 年以降は、シベリア以東の地域において認証林、認証取得業者が飛躍的に拡大している。本報告書第 1 章において確認された事実として、1) 伐採地区における道路インフラの未発達さ、2) 伐採から加工、輸出までを総合的に行う林産業コンプレクス（貨車積載、税関手続きも同地で実施）の拡大を考慮すれば、既に FSC の FM および CoC 認証をコンプレクス内の業種全てにおいて取得している業者は、当然ながら違法材混入の可能性も低く、輸出の時点までの木材製品の遡及性は高いと言わざるをえない。問題はこの状況が輸出書類に反映されない、あるいはこれを評価する連邦および地方・州政府機関の不在であると言える。

この状況を打開する方策としては、イルクーツク州林産業者・輸出者連合に流通管理のプロセスに関与してもらう可能性を提示したい。現在、同連合は会員の企業がボランティアな森林認証を取得するための情動的な支援を行っている。同連合会員には、州内の対企業が所属し、既に自社努力において FSC 認証を受けている業者が多数存在する。これは、我が国に市場をもつ会員企業も例外ではない。すなわち、同連合の会員で FSC 認証を有する、つまり現時点で森林施業から木材搬出・加工・流通までの合法性および遡及性が確認されている業者を対象とした団体認定を、恒常的に協力関係にあるイルクーツク州内に本部を置く FSC 認証審査機関の協力の下で実施し、これを上述した間省庁的な委員会を通して、木材搬出および輸出書類に反映させる対策を講じるという方策が考えられる。

3. 優先投資プロジェクトに着目したモデル

本報告書の第1章で挙げたように、極東およびイルクーツク州の各地域には、ロシア連邦産業商務省において承認された優先投資プロジェクトが、沿海地方では3件、ハバロフスク地方では5件、イルクーツク州でも5件存在する。これらのプロジェクトは、連邦も認めている地方・州における林産業発展計画であるが、これは同時に、森林法典の改定、森林管理機構の改編に伴い地方・州政府が責任をもって策定した森林計画に従って立案されたものでもある。つまり、これらのプロジェクトの資源管理、森林利用、発展計画に対し、地方・州政府は大きくコミットしているという点が重要といえる。森林管理の主体となった地方・州政府の権限に着目することで、木材利用・流通における合法性証明方法の導入を提案するというのがこのモデルである。

上述したハバロフスク地方の投資案件は、ハバロフスク地方林産業委員会の見解としては、「市場としては日本を想定して」³⁰おり、イルクーツク州におけるLDKイギルマ社やTrans-Siberian timber company社に関してもそれは同様である。伐採リースの提供から木材製品としての出口までを把握する地方・州政府が、体制変換以降に政府下へ再編された森林局による森林管理、流通管理を、合法性証明の視点から位置づけ、地方・州下の関税局あるいは鉄道局との書類上の整合性を取ることで、輸出書類としての合法性証明は理論的には可能になる。その際、ハバロフスク地方を例に取れば、4-2に言及する地方レベルにおいて協力関係にあった森林認証センターのような第三者機関を参入させることで、より合法性証明の信頼性は向上するであろう。他方、イルクーツク州においても、イルクーツク林産業省を中心として、認証審査機関、林産業者・輸出者連合の協力を得て同様の方法を試みる事が可能であるだろう。これらを可能にするには、各地方・州政府への個別の提案が必要となる。

4. 連邦森林局の違法伐採対策に根拠を置いたモデル

上記の3-1に挙げた、連邦森林局レベルでの違法伐採・違法流通防止対策である「航空・衛星モニタリング」、現在試験的導入段階にある「木材運搬管理システム」の実施結果に根拠を置くことで、合法性証明木材調達が将来的に可能になる。

このモデルの最大のメリットは、合法性証明の範囲がロシア連邦全体になる可能性があるということである。衛星モニタリングと木材運搬管理システムを総合することで、伐採地から木材流通までが一貫して管理される。後者のシステムでは各権力機関がアクセス可能なデータベース管理が実施されることから、輸出にまでの遡及性も高く、対外貿易向けの書類管理も可能となる。

問題は木材運搬管理システムの適用範囲であるが、2012年に予定されている15地方・州は、衛星モニタリング同様、林産業の盛んな地域が対象になると予測され、これには本調査の対象となっている沿海地方、ハバロフスク地方、イルクーツク州は確実に組み込まれるだろう。すなわち、実現されれば連邦レベルでの合法性証明が誕生の可能性となる。

³⁰ 柿澤、山根（2009）

3-3 合法性証明に関係する機関

3-2 に挙げた合法性証明木材調達モデルの実現に関わるロシア連邦内の諸機関を下に挙げる。

1. 伐採申請書システムと植物検疫システムを地方・州レベルで連結させるモデル

イルクーツク州を例にとると；

- ・ 「イルクーツク州内における違法伐採および違法流通防止のための協同に関する間省庁委員会」(イルクーツク林業省): 下記の各機関を州レベルで調整する窓口として。
- ・ イルクーツク州森林局: 州森林計画→森林開発計画→伐採申請書の信頼性を保障する機関として。
- ・ 東シベリア鉄道局: 獣医・植物検疫監督局と共に植物検疫証明書に関係し、貨車毎の証明書を発行し得る機関として、また伐採申請書の提出を必須条件に出来る機関として。
- ・ 獣医・植物検疫監督局: 伐採申請書の提出を必須条件に出来る機関として。これが可能であれば、鉄道局、税関への植物検疫証明書が既に義務付けられていることから、一貫した貨車毎（他地域では、船積み毎）の証明書発行が可能。
- ・ 内務省経済犯罪対策本部: 流通における違法材利用の有無を検証
- ・ 森林警察: 森林利用における違法行為の有無を検証
- ・ 道路警察: 木材搬送において伐採地情報をチェックする
- ・ ロシア連邦森林局: 伐採申請書および植物検疫証明書の連関を地方・州レベルで行うことに関し、ロシア連邦農業省およびロシア連邦獣医・植物検疫監督局と調整。

2. 森林認証システムを使ったモデル

イルクーツク州を例にとると；

- ・ イルクーツク州林産業者・輸出者連合: 会員企業で既に FSC 森林認証を取得している業者を対象に団体認定を実施し、この認定を、林業省を中心とした間省庁委員会において州内の関税局、鉄道局の書類手続きにも反映させる方法を提案。
- ・ イルクーツク林業省: 上記連合の団体認定と関税局、鉄道局との協同を調整。
- ・ 州内の FSC 森林認証審査機関: 上記団体認定の信頼性を保障する第三者機関として、州レベルでの証明書類のあり方に関して協力。あるいは連合における認定基準づくりをサポート。

3. 優先投資プロジェクトに着目したモデル

- ・ 各地方・州政府（林業担当部署および森林局）: 各地方の該当機関を、業者選定、伐採リース譲渡、業者における森林開発計画策定から製品輸出までを把握する機関と位置づけた上で、優先投資プロジェクトに関係する業者へ地方・州認定を発行、他

の権力機関との調整を行う。

- ・ 認証機関（ハバロフスク森林認証センター、イルクーツク州の認証審査機関）：地方・州政府が行う認定における第三者機関として、認定基準づくりをサポート。

4. ロシア連邦森林局の違法伐採対策に根拠を置いたモデル

- ・ ロシア連邦森林局：航空・衛星モニタリングおよび木材運搬管理システムの実施結果のデータベース化が実現されれば、各地方・州政府レベルにおいて、地方・州外への木材搬出に係る諸機関を調整する段階へ入ることができる。

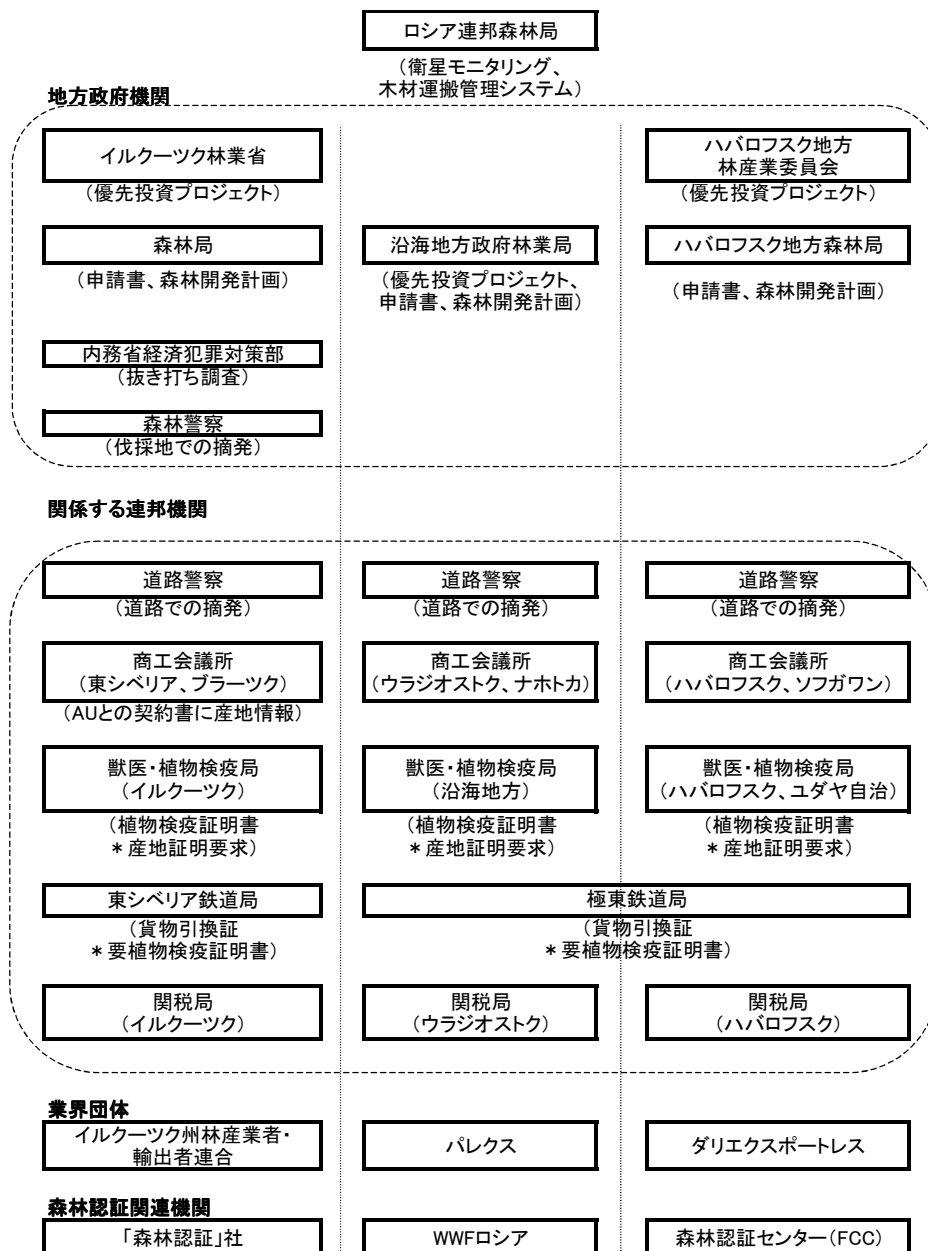


図. 合法性証明木材調達に関する各機関

第4章 業者リスト

4-1 FSC 森林認証取得企業

ロシアにおいて最も発展しているボランティアな森林認証制度³¹が FSC である。ロシア国内には、4 つの直系ワーキンググループがあり、本部のモスクワ、コミ地区、クラスノヤルスク地区、極東地区と東西ロシアに広がって分布している。認証の拡大は、主に欧州に市場をもつ業者が多いロシア西部が中心であるが、2007 年以降は東シベリア管区のイルクーツク地方における認証林の拡大および流通の認証である CoC や CW (コントロールウッド) の取得も相次いでいる。また、2004 年に 1 社が認証取得して以来、進展が見られなかった極東地域でも、2 社が新たに取得し、約 100 万 ha の認証林増加につながっていることから、今後の極東地域での認証普及も期待される。

FSC とロシア連邦森林局は、2006 年の段階で、森林利用と木材製品の流通管理の分野での共同を公表しており、これは当時の天然資源省が 2006 年に公表した、違法伐採および違法木材流通防止に関する国家行動計画にも盛り込まれたという経緯もあることから、連邦レベルでの信頼度が高く、PEFC などの他の認証制度よりも林産業者間での認知度も高い。2010 年 3 月 31 日にはモスクワのロシア連邦商工会議所において違法伐採対策に焦点を当てた円卓会議が開催され、EU における木材製品輸入基準の厳格化への対策として、ロシア国内でも木材の合法性を担保するための法整備の必要性が検討され、その方法のひとつとして FSC が挙げられていることから、我が国によるロシアからの合法性証明木材調達を考えた場合にも、FSC 認証の活用が現時点でもある種の有効性を持っているとみることができよう。

表. 極東およびイルクーツク州の FM 認証取得業者 (2010 年 1 月 25 日現在)

No.	企業名	所在地	認証コード	認証審査機関	認証面積 (ha)
1	ResursLesTrans	イルクーツク州 ブラーツク	FC-FM/COC-643001	Forest Certification	25,395
2	Delta-Plyus	イルクーツク州 ブラーツク	FC-FM/COC-643002	Forest Certification	36,060
3	Baikal	イルクーツク州 ブラーツク	FC-FM/COC-643003	Forest Certification	79,909
4	Regional timber company	イルクーツク州 ブラーツク	FC-FM/COC-643004	Forest Certification	29,458
5	Badinskiy KLPKh	イルクーツク州 ブラーツク	FC-FM/COC-643005	Forest Certification	123,647

³¹ 露語：добровольная лесная сертификация。国家の法制度による認証以外のものを指し、端的には FSC、PEFC など意味する。

6	KATA	イルクーツク州 ウスチイリムスク	FC-FM/COC-643012	Forest Certification	287,877
7	Lesprom-Invest	イルクーツク州 ブラーツク	FC-FM/COC-643015	Forest Certification	41,179
8	Sibexportles Group	イルクーツク州 イルクーツク	FC-FM/COC-643024	Forest Certification	1,016,059
9	ULIL	イルクーツク州 ブラーツク	GFA-FM/COC-001219	GFA Consulting Group	1,055,759
10	IlimSibLes	イルクーツク州 ウスチイリムスク	GFA-FM/COC-001192	GFA Consulting Group	1,589,944
11	Primorskiy GOK	沿海地方 クラスノアルメイスキー	SW-FM/COC-003755	Smartwood	49,018
12	Arkaim	ハバロフスク地方、ワニノ	SW-FM/COC-006805	Smartwood	1,094,594
13	Vilis	—	認証取得プロセス中	Forest Certification	95,924
14	Okma-Les	—	認証取得プロセス中	Forest Certification	70,000
15	LDK Igirma	—	認証取得プロセス中	Forest Certification	47,247
16	Trans-Siberian Timber company	—	認証取得プロセス中	Forest Certification	1,000,000
認証林計:					5,428,899
認証取得プロセス中の森林計:					1,213,171

極東およびイルクーツク州における認証林をみると現時点でも約 540 万 ha の木材供給ベースがあり、認証取得のプロセスにある森林も約 120 万 ha に及ぶ。これに、現在認証更新プロセス中といわれる沿海地方の認証林が加わると、総計で 1000 万 ha 近い FSC 認証林が、我が国への供給可能な地域に確保されることになる。このことは強調されてよい。

表. 極東およびイルクーツク州の CoC 認証取得業者

No.	企業名	所在地	認証コード	認証審査機関
1	Badinskiy KLPKh	イルクーツク州 ブラーツク	認証取得プロセス中	Forest Certification
2	Angri	—	認証取得プロセス中	Forest Certification
3	Kata	イルクーツク州 ウスチ・イリムスク	FC-COC-643013	Forest Certification
4	IT SibirOOO	イルクーツク州 アンガルスク	FC-COC-643016 / FC-CW-643016	Forest Certification
5	Orion	イルクーツク州 ブラーツク	FC-COC-643017	Forest Certification
6	Entrepreneur Popov D.V.	イルクーツク州 ウスチ・イリムスク	FC-COC-643018 / FC-CW-643018	Forest Certification
7	Ilim group (ブラーツク、ウスチ・イリ ムスク支部)	イルクーツク州 ブラーツク、ウス チ・イリムスク	GFA-COC-001770 / GFA-CW-001770	GFA Consulting Group
8	LDK Igirma	イルクーツク州 ノバヤ・イギルマ	FC-COC-643025 / FC-CW-643025	Forest Certification
9	Angara	—	認証取得プロセス中	Forest Certification
10	Lesresurc	—	認証取得プロセス中	Forest Certification
11	Sibexportles-Trade	イルクーツク州 イルクーツク	FC-COC-643026 / FC-CW-643026	Forest Certification
12	Yantal	—	認証取得プロセス中	Forest Certification
13	TM-Baikal	イルクーツク州 シビルスク	FC-COC-643034 FC-CW-643034	Forest Certification
14	SEL-Tairiku	イルクーツク州 ノバヤ・イギルマ	FC-COC-643030 FC-CW-643030	Forest Certification
15	Arkaim	ハバロフスク地方 ワニノ	SW-CoC-004330	Smartwood
16	TudLesKom	—	認証取得プロセス中	Forest Certification

2009年1月以降の調査によると、CoC 認証取得業者が新たに2社ほど追加されている。我が国への木材製品供給においても重要なアクターである TM バイカル社と、SEL 大陸社の CoC 認証取得は、同地からのアカマツ製材品の合法性・持続可能性証明にとって大きな一歩であるだろう。特に SEL 大陸はグループ企業であるシブエクスポートレス・グループや LDK イギルマ社が既に FSC 認証林（約 100 万 ha）を保有していることを考えると、既に輸出までのサプライチェーンは認証により担保されている。すなわち FSC 認証製材の普及は、輸出業者あるいは買い手の体制と要求次第という段階まで来ていると言える。

ロシアにおける PEFC

2010年2月末、ロシアで初めて PEFC 認証を受けた業者が現れたことは注目に値する。認証されたのは、メトサライト・コンツェルンのロシアにおける一子会社であった。認証したのは、フィンランドの認証審査機関である「インスペクター」であった。

ロシアにおける PEFC 認証は、ロシア森林認証国家会議により推進されており、この会議は連邦国家統一企業「ロシア森林保護センター (Rosleszashita)」の代表であるミハイル・コベリコフが中心となり運営されている。2009年3月5日、ロシア森林認証国家会議が自ら発展させてきた認証システムが PEFC により相互認証され、現在は、PEFC-FCR という名称でこの認証システムを利用している。

現在、ロシアにおける PEFC 認証発展の今後は、この認証に対するロシアの市場および国際的な市場からの要求が低いことから予測が立たない。PEFC 認証の今後は、ロシア連邦森林局においてこの認証の普及に関係する部署の責任者の尽力に委ねられているということは強調しておいてよいだろう。もしロシアの PEFC 内での意志決定者たちの交代があれば、PEFC 認証の発展にブレーキがかかることも予測される。現時点では、ロシアにおける PEFC は、未だ認可を受けた認証審査機関がないことから、FSC のような認証林の拡大はこの先数年は見込まれないだろう。

4-2 VLTP 取得企業

ハバロフスク地方では、森林における生物多様性保全と森林資源の利用法の近代化を目的として 1999 年に設立された非営利団体 FCC (森林認証センター) の活動を下地に、地方政府レベルでも間省庁的に森林認証制度に関する議論が展開され、2005 年には FSC の認証審査機関である SGS 社の開発した IVLT (Independent Validation of Legal Timber) に着目、その検査システムである VLTP (Validation of Legal Timber Program) を、違法伐採を解消するためのボランティアな合法性証明システムとして発展させてきた。

VLTP 森林認証システムの普及を行ってきたのは、SGS Vostok Limited のハバロフスクオフィスであり、2006 年から 2007 年の間に、木材の原産地の合法性を証明する VLO 認証取得業者を 6 社、伐採業者による施行上の法律遵守を証明する VLC 認証取得業者を 3 社と、着実に普及を進めていたが、その後の林業セクター内部における諸所の変化や、経済危機などの影響を受け、同地方内の林産業者における VLTP 認証に対する関心は雲散霧消し、SGS は 2008 年にハバロフスクオフィスの閉鎖を決定した。

この閉鎖により、これまで VLTP 認証を受けていた業者は、VLO、VLC とともに更新を行わなかったため、認証は失効している。かろうじて現時点 (2010 年 3 月) で残っているのは、流通の認証である CoC を取得した「スメナ・トレーディング」1 社のみであるが、VLTP 認証を受けた伐採業者が皆無である現在、認証継続は極めて困難であると推測される。現在、優先投資プロジェクトによる同地方内の林産加工業の復興を目指すハバロフスク地方政府内の林産業委員会においても、同地方における森林認証の普及は時期尚早であるという見解が聞かれることから、近い将来における認証普及は望まれない可能性が高い。

表. ハバロフスク地方の VLTP 認証 (CoC) 取得企業³²

SGS VLTP – Legality-Verified (LV) Timber Chain-of-custody (CoC)						
SGS VLTP - CoC Statements - issued and currently valid						
Statement no.	Valid from: (first issued)	Valid until:	Issued to: (Company Name)	(Company Address)	(Company's contact details)	Scope of Statement:
VLTP-CoC-0001	21.01.2008	20.01.2010	Smena Trading Ltd.	28, Kalinina str., Khabarovsk, 680000, Russia	t. +7 (4212) 212131 f. +7(4212) 420510 e-mail: mail@smena.khv.ru	Purchase, storage and sale of 'legality-verified' round logs and sawn timber from the following sites: - Q&Q Department "Vanino" (located in the seaport of Vanino city, Khabarovskii krai) - Q&Q Department "Vladivostok" (located in the seaport of Vladivostok city, Primorskii krai) - Q&Q Department "Nikolaevsk on Amur" (located in the river port of Nikolaevsk on Amur city Khabarovskii krai)

4-3 DEL 認定企業

ダリエクスポートレス（以下、DEL）は、極東地域（アムール州、ハバロフスク地方、沿海地方）の大手林産企業 30 数社が所属する輸出者団体である。DEL の団体認定は、以下のプロセスにおいて実施される。

- ・ DEL によるアンケート（78 の質問事項）への回答
- ・ 立ち入り検査後に、DEL の印鑑と会長の署名が入った証明書を発行

このプロセスにおいては、以下を証明することが目的とされている。

- ①. 企業の法人資格に基づいた企業活動の合法性
- ②. 森林ファンドにおいて森林資源を利用する権利関係書類
- ③. 当該企業による管理システム、木材製品製造技術、良質な管理システム、持続的森林利用、木材製品の輸出に際したモニタリング

上記の①のためには、「会社名」、「法的所在地」、「企業の法的形態」など会社の法的地位に関する質問項目が、②のためには、「リース契約の有無」、「リース契約の権利履行の如何」、「リース代金の支払い」などリースに関連した法的義務の確認、③には、「会社の管理構造」、「労働者の雇用と解雇システム」、「賃金支払いシステム」など管理の質的な側面への質問項目があり、この他にも生産技術、品質管理制度、持続可能性、企業経営、輸出向け木材製品のモニタリングに関する質問項目がある。

その後、2008 年の段階では、既に団体認定を有しているメンバー企業に対し、DEL 側が森林認証制度の基準を活用した再監査を計画しているということであったが、経済危機を始めとした市況の変動の影響もあってかその後の動きは聞かれない。

DEL には極東の大手林産業者が所属しているという事情を考慮すれば、森林法改訂後の伐採業者の義務拡大により、伐採リース保有業者に関していえば、森林管理機能の向上が見込まれ、自社林からの木材調達および生産物の流通管理は以前よりも進歩するとも考えられるが、伐採リースを持たず、シベリアなどからの集材にも従事する木材輸出の専門業者は、木材の出所証明に関する製品および書類管理の問題が残されている。これまでの伐採証明書から申請書システムへの切り替わりは、この問題をより困難にする恐れがある。

³² 出所：SGS ロシア

4-4 GFTN:責任ある林産業者協会

同協会は、適切な森林管理を推進するため、責任ある林産物の生産・流通の実施を約束した企業・組織のグループである GFTN (Global Forest Trade Network) として、主にロシア連邦西部において広まった。同協会には、FSC 森林認証を取得している企業も多く、またメンバーとなることで森林認証制度や持続可能な森林経営の知識を培い、将来的な認証取得を目指している企業が基本となっている。

我が国の市場との関連性で見れば、近年におけるイルクーツク州および沿海地方における同協会メンバーの増加は注目すべきであろう。GFTN のメンバー企業は、2010 年 1 月現在で、50 社、このうちシベリア以東の企業は、19 社である。メンバー企業には、木材調達方針を持つ業者も多く、持続可能性へも配慮した森林経営を行っている例も多いことから、合法性・持続可能性証明木材調達の要求に応えられる木材製品の管理体制も期待される。

表. 責任ある林産業者協会のメンバー (シベリア、極東のみ) ³³

1「イリム・グループ」	11「マラヒット」
2「レソシビルスキーLDK No.1」	12「プリモルスキーGOK」
3「Siberian Silver Pine - マネジメント」	13「カタ」
4「レスエクスポート」	14「レスルス・レス・トランス」
5「エニセイレソザヴォド」	15「デルタ・プラス」
6「テルネイレス」	16「レスプロム・インベスト」
7「テクノクラシック」	17「バイカル」
8「Siberian Pine」	18「エクスポートレス」
9「TMK-ペルスペクティヴァ」	19「シブ・エコロジー」
10「プリモルスクレスプロム」	

³³ 出所：WWF ロシア HP を参考に作成



図. 責任ある林産業者協会メンバー分布³⁴

³⁴ WWF ロシア

第5章 国内の北洋材利用者への聞き取り

5-1 グリーン購入法への対応状況と木材のトレーサビリティ

本報告書では、平成18年から20年に渡りロシアを対象に行われた合法性・持続可能性証明木材供給事例調査により蓄積された情報を、同地からの合法性・持続可能性証明木材調達に不可欠である、日本国内の川下業者および木材利用者におけるロシア産合法木材への理解の拡大、およびグリーン購入法への対応状況と取扱い木材のトレーサビリティに関する聞き取りを目的に、調査を実施した。

調査対象は大別して二つに分けられる。一方は、日本国内において木材を取り扱う、あるいは利用する①（大手総合商社、住宅メーカー、建材商社、建材メーカー、ディベロッパ）約50社であり、他方は、同様に日本国内において商品を取り扱う、②（オフィス家具メーカー、家具メーカー、家具小売業者、家具卸売業者）約50社である。本報告書では、前者①のうちロシア材の取扱いがあった10社の聞き取り内容を、後者②のうち電話、FAX、e-mailによりコンタクトした21社のうち訪問聞き取りを実施した9社（計画外訪問5社含む）、およびアンケートを送付した21社のうち、回答のあった6社の返答内容をまとめるものとする。

・全体の傾向

上記前者にあたる総合商社や建材メーカーにおけるFSC/CoC認証あるいはPEFC/CoC認証の取得拡大は近年拡大傾向にあり、総合商社、建材メーカー大手は大部分が既に認証を取得している。これは主に紙・パルプ業界における認証取得の拡大、南洋材などの木材生産地におけるEUの政策との関連における認証の拡大に端を発している部分が多いが、ロシア産木材調達・利用においては認証あるいは団体認定を利用する業者は非常に少ない。以下に聞き取りおよびアンケートにより得られた見解を載せる。

・グリーン購入法への対応について

初めに①の対象業者による見解を載せる。

「現在は、政府調達の木材が少なすぎる。公共事業など、調達が増えるならば企業としても合法性証明材の供給に気合が入る。グリーン購入法（以下、G法）に関しては、当初、もっと縛りが厳しいものだと思っていた。そうでないと、民需が上がらないだろう。同社としては、厳しい法律であれば、対応しなければならないという認識はある。」

「グリーン購入法は、現時点で形骸化している。また国産材＝出所の明らかな環境に配慮した木材という一般的にあるが、PEFCやFSCなどの国際的な森林認証と比較した場合、『日本国内の認証はこれでいいのか』という思いがある。いずれにしても同社としては、認証材を調達していくつもりである。」

「G法は国だけが対象になっているが、県などへも積極的に広げるべきだ。」

次に②の対象業者による見解を載せる。

「現在、某業界団体は、輸出証明のチェックし、台数や枚数などの容量だけを確認することで団体認定を発行しているが、2009年でG法への対応が3年で切れたので、今後の3年間をかけて、樹種までを明記することで合法木材調達のスパイラルアップを図ることを検討中。G法の基準は最低ラインと考えている。」

「某省庁（3箇所）より証明書発行の要請があったが、公共施設全部というわけではなく、国立大学に関してだけであった。この場合、団体認定だけでは足りないため、輸出証明も添付した。」

「自己証明にて対応。（*同社は製品が中国製造のため）、伐採証明書にて合法性を確認。」

「自社の基準にて合法性を確認しているが、G法対応のためではない。グリーン購入法は、当社には関係ない。グリーン購入法を消費者は、全くみていない。」

「自己証明にて対応。国内提携工場が業界団体の認定を受けている。」

「（公共事業における）合法証明の確認は、半年に一回あるかないかだが、入札で負けてしまう。馬鹿正直にやると価格で負けてしまう。学生寮とか警察学校の寮とか、地方自治体の物件。グリーン購入法の恩恵はまったくない。」

「（使用木材は）合法ナビに載っているような業者から購入しており、工場は認定を受けているし、商社であれば何らかの証明書が出てくる状態。つまり合法証明、団体認定受けているところから証明書を受けている。認定番号確認して。証明書も英語のものが多くて確認が難しいし、本物かどうか良く分からない。アメリカ、ロシア、中国、それらを解読するのが難しい。証明書の信頼性が疑問。信じるしかない。いまのG法であれば、無理に適合する必要はない。どうせ売れないわけだから。」

「要求に応じて問屋さんから証明書を取り寄せていた。例としては、カナダ・ケベック州政府優良森林管理実行証明書、ドイツLGA安全基準に合格し、PEFC認証マークもついた証明書など。」

「使用しているベニヤの問屋が、某総合商社からベニヤを購入しようとしたら、同社から100%購入していない業者へは証明書を出せないと言われた。一方同社は、問屋から関係のない証明書類をも集めて持っていく。これはもう独占禁止法に抵触するようなやり方だ。この一件以来、G法表示だけのために労力をかけて証明書類を揃えることを止めた。」

「（G法による）大した影響はないし、対応していない。公共施設を請け負っても、G法に言及されることは現在ではない。2年くらい前（2008年初頭）に、ゼネコン側が、

3～6ヶ月間くらいG法対応しようとしていた時期があり、出荷証明やMSDS (Material Safety Data Sheet)などを基本に、その他製品部分別に証明書を集めたが、手間がもの凄く、経費も非常にかかった。その後、このような確認は全くなくなった。努力して証明書を集めても、実感としては、しっかり運用されているようには見えなかった。業者も上に言われたまま要求しているだけではないか？役所関係でも要求するのは一部だけではないか？という実感。」

G法への対応という点で、対象業者①と②の対応方法には大きな隔たりがみられる。前者①は、産地および市場の状況に対応して既に取得していた森林認証、あるいは団体認定を利用することでG法へ対応しており、今後の認証材調達にも積極的であると同時に、そこで生じるコストに見合うような法律上あるいは税制上の施策を期待している。これに対し後者②は、一部国内の業界団体認定の利用がみられるが、殆どは認証や認定を利用する資金力のなさから、自社努力により証明書の管理に従事したが、その費用対効果が認められず、製品購入者・納入先よりの要求もないことから既に取組みを停止している。

・ロシア材の合法性証明、森林認証、団体認定の利用に関して

初めに①の対象業者による見解を載せる。

「ロシアのダリエクスポートレス（以下 DEL）団体認定の利用も少しはあるが、信憑性を疑っているのではほぼ使ってはいない。」

「商社経由で、DELの団体認定を要求し、利用している。」

「認証材の利用に関しては、ユーザーさんからの要望が拡大しないと普及は難しい。これまで、各会社の企業努力でやってきたが、特惠関税などの税制上の優遇措置、Co2と関連させた施策など日本政府レベルでの政策によるインセンティブがなければ、業者間での取扱い拡大は望めない。FSC材などの認証材の利用を進めるならば、厳しい貿易上の政策を導入すべき。」

「現在、ロシアからはFSC認証材は輸入していない。同地からの材の合法性証明方法は、DEL団体認定、一部SGS社のVLTP認証を利用。シベリア地域のものは、伐採許可証にて確認しているのみ。DEL団体認定に関しては、顧客からリクエストをもらったこともあるがその例は少ない。伐採許可証に関しては要求がない。」

「認証材は、サプライチェーンをトレースできる点ではいいが、付加価値が付かないのが問題。合法性証明に関連した業務でコストだけが上がっている。」

「(認証材は)、品質で差別化はできないので、どこかで差別化が必要。消費税をおまけするなどすれば消費者の末端まで合法木材を買いやすくなる。」

「ロシア産カラマツは、取扱いが減少したこともあるが、DELの団体認定は使っていない。」

次に②の対象業者による見解を載せる。

「(製品に使用しているロシア材の)トレースは、中国政府発行の証明書まで。ロシアまでは行っていない。」

「消費者が要求する品質に対する厳しい要求に対応できるようにと証明書類を保管しているが、それらの認証や認定は雑多で散漫な感じがする。ばらばらの基準だと意味がないのではないかと? JIS や ISO のように広く一般に認知されないと消費者にとっても意味がない。合法木材についても十分に認識しているし、不法伐採の木材などは使いたくない。消費者へ対し、合法性証明のない木材製品は買わない、などの認識を広めること、サプライヤーに対する合法性証明の基準の統一(整理?)が必要なのではないかと?」

ロシアからの合法木材性証明木材の調達に関して、前者①には、DELの団体認定を利用する業者が一部みられたが、自社の環境への取組みの観点からその信憑性を疑う視点、そもそも取引先からの要求のなさから、全般的には積極的に利用していないようであった。また、ロシア材の輸入自体が減少していることも、同地からの合法性証明木材調達を足止めする原因となっており、平成20年度の調査で得られたロシアにおける森林認証林の拡大および供給可能性の拡大も、積極的な認証材調達の動機にはなりにくい傾向がみられた。

他方、後者②におけるロシアの認証材、団体認定に関する認知度は極めて低い。国内製造を行っている業者には、使用木材の証明書類を管理する業者も見受けられたが、認証や認定の基準の曖昧さに対応し切れていない様子であった。また、国外製造を行う業者では、流通過程のトレースも、ロシア材に関しては現地工場より先まで遡及する例は極めて少ない。また、本調査においてコンタクトした②の対象では、複数回にわたるコンタクトあるいは資料送付にも対応されない例、聞き取りの断りが多かったことは付け加えておく。

上述したように、ロシアにおいて生産される木材の合法調達および同材のグリーン購入法への対応を考える際には、前者①と後者②の状況の違いを考慮した上で、合法性証明木材とそれ以外の材との差別化を明確化する必要があり、その差異は木材利用者および製品購入者にとっても明確なものであることが望まれるだろう。

まとめ

本稿では、森林法典改定および森林管理機構の改編後の現状を背景に、地方・州別の森林資源、林産業発展計画、違法伐採対策に焦点をあてることで、我が国の合法性・持続性証明木材調達の可能性を探ってきた。地方・州政府が中心となった林政の開始、林産業発展案の策定という現状を踏まえ、以下を実施することが今後の合法性・持続性証明木材調達にとって有効であろう。

1. ロシア連邦森林局に対し、同局が実施する違法伐採対策である航空・衛星モニタリングおよび木材運搬管理システムの実施状況を照会、我が国が木材を調達する地方・州における上記取組みの実施可能性と合法性証明方法としての展望に関する協議を実施する。また、ロシア農業省下の同局および獣医・植物検疫監督局間における植物検疫証明書申請時の伐採情報の確認（伐採申請書に基づく）に関する展望を確認する。
2. 地方・州政府の林産業担当省あるいは局に対し、管轄内の優先投資プロジェクトにおいて生産される木材および加工木材製品の搬出に対し、地方・州レベルで合法性を担保し、搬出・輸出書類にその旨を記載する可能性について協議する。
3. 我が国の市場とも深い関連を持ち、ボランティア森林認証が十分に発展しているイルクーツク州においては、多くの会員が認証林を保有するイルクーツク州林産業者・輸出者連合を窓口とし、森林認証に根拠を置き、搬出・輸出書類にも反映され得る団体認定開始の可能性を協議する。
4. 国内のロシア材取扱い業者および利用業者のグリーン購入法への対応に関しては、需要者による合法性証明書類の要求内容および機会が不統一である現状を解消し、業種および会社規模により取組み度合いが異なり、小規模な業者から負担が重くなるような状況を緩和する。具体的には、合法性証明材を利用することによる、各種制度上の優遇策が考えられる。また、海外において木材を利用した製品を製造する業者数社にみられた遡及性の低さには別途対応が必要と考えられる。

参考文献リスト

- ・ 「イルクーツク州の社会・経済的发展プログラム 2006～2010」 イルクーツク州、(2005)
- ・ 沿海地方「森林計画 2009～2018」、沿海地方政府 (2008)
- ・ ハバロフスク地方「森林計画 2008～2018」、ハバロフスク地方政府 (2008)
- ・ イルクーツク州「森林計画」、イルクーツク州政府 (2008)
- ・ 木材建材ウイクリー
- ・ 「Timber industry of Khabarovsk Territory in 2008 Innovative development」、ハバロフスク地方政府 (2008)
- ・ 「エコロジーとビジネス」、BROC 機関紙、(2008～2010)

平成 21 年度林野庁補助事業

ロシア極東および東シベリア地域における
合法木材調達の展望
報告書

2010 年（平成 22 年）3 月

特定非営利活動法人 国際環境 NGO FoE Japan

〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-30-8 みらい館大明 1F

tel: 03-6907-7217 fax: 03-6907-7219

E-mail: forest@foejapan.org